

平成23年第4回名寄市議会定例会会議録

開会 平成23年11月30日(水曜日)午前10時00分

1. 議事日程

- | | | | |
|------|--|--------|--------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 | 議案第10号 | 指定管理者の指定について(南水泳プール) |
| 日程第2 | 会期の決定 | 議案第11号 | 指定管理者の指定について(名寄市スポーツセンター) |
| 日程第3 | 平成23年第3回定例会付託議案第1号
名寄市立学校施設開放利用条例の制定について(使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関わる審査特別委員長報告) | 議案第12号 | 指定管理者の指定について(名寄市B&G海洋センター) |
| | 平成23年第3回定例会付託議案第2号
使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について(使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関わる審査特別委員長報告) | 議案第13号 | 指定管理者の指定について(名寄市ピヤシリシャンツェ) |
| 日程第4 | 行政報告 | 議案第14号 | 指定管理者の指定について(木材需要拡大センター) |
| 日程第5 | 議案第1号 名寄市畜産物処理加工施設条例の制定について | 議案第15号 | 指定管理者の指定について(名寄市営牧野) |
| 日程第6 | 議案第2号 名寄市職員の給与に関する条例等の一部改正について | 議案第16号 | 指定管理者の指定について(名寄市母子里地区共同牧場) |
| 日程第7 | 議案第3号 名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について | 議案第17号 | 指定管理者の指定について(体育センターピヤシリ・フォレスト) |
| 日程第8 | 議案第4号 工事請負契約の締結について | 日程第10 | 議案第18号 市道路線の認定について |
| 日程第9 | 議案第5号 指定管理者の指定について(名寄市営球場) | 日程第11 | 議案第19号 平成23年度名寄市一般会計補正予算(第5号) |
| | 議案第6号 指定管理者の指定について(名寄市営サブ球場) | 日程第12 | 議案第20号 平成23年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) |
| | 議案第7号 指定管理者の指定について(名寄市テニスコート) | 日程第13 | 議案第21号 平成23年度名寄市介護保険特別会計補正予算(第2号) |
| | 議案第8号 指定管理者の指定について(名寄公園テニスコート) | 日程第14 | 議案第22号 平成23年度名寄市下水道事業特別会計補正予算(第1号) |
| | 議案第9号 指定管理者の指定について(智恵文水泳プール) | 日程第15 | 議案第23号 平成23年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| | | 日程第16 | 議案第24号 平成23年度名寄市病院事業会計補正予算(第3号) |

- 日程第17 議案第25号 平成23年度名寄市水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第18 報告第1号 専決処分した事件の報告について
- 日程第19 報告第2号 専決処分した事件の報告について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 平成23年第3回定例会付託議案第1号 名寄市立学校施設開放利用条例の制定について(使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関わる審査特別委員長報告)
- 平成23年第3回定例会付託議案第2号 使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について(使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関わる審査特別委員長報告)
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 名寄市畜産物処理加工施設条例の制定について
- 日程第6 議案第2号 名寄市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第7 議案第3号 名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第4号 工事請負契約の締結について
- 日程第9 議案第5号 指定管理者の指定について(名寄市営球場)
- 議案第6号 指定管理者の指定について(名寄市営サブ球場)
- 議案第7号 指定管理者の指定について(名寄市テニスコート)
- 議案第8号 指定管理者の指定について(名寄公園テニスコート)
- 議案第9号 指定管理者の指定について(智恵文水泳プール)
- 議案第10号 指定管理者の指定について(南水泳プール)
- 議案第11号 指定管理者の指定について(名寄市スポーツセンター)
- 議案第12号 指定管理者の指定について(名寄市B&G海洋センター)
- 議案第13号 指定管理者の指定について(名寄市ピヤシリシャンツェ)
- 議案第14号 指定管理者の指定について(木材需要拡大センター)
- 議案第15号 指定管理者の指定について(名寄市営牧野)
- 議案第16号 指定管理者の指定について(名寄市母子里地区共同牧場)
- 議案第17号 指定管理者の指定について(体育センターピヤシリ・フォレスト)
- 日程第10 議案第18号 市道路線の認定について
- 日程第11 議案第19号 平成23年度名寄市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第12 議案第20号 平成23年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第21号 平成23年度名寄市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第22号 平成23年度名寄市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第23号 平成23年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第24号 平成23年度名寄市病院事業会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第25号 平成23年度名寄市水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第18 報告第1号 専決処分した事件の報告

について
 日程第19 報告第2号 専決処分した事件の報告
 について

1. 出席議員(19名)

議長	18番	黒井	徹	議員
副議長	14番	佐藤	勝	議員
	1番	川村	幸栄	議員
	2番	奥村	英俊	議員
	3番	上松	直美	議員
	4番	大石	健二	議員
	5番	山田	典幸	議員
	6番	川口	京二	議員
	7番	植松	正一	議員
	8番	竹中	憲之	議員
	9番	佐藤	靖	議員
	10番	高橋	伸典	議員
	11番	佐々木	寿	議員
	12番	駒津	喜一	議員
	13番	熊谷	吉正	議員
	15番	日根野	正敏	議員
	17番	山口	祐司	議員
	19番	東	千春	議員
	20番	宗片	浩子	議員

教育長	小野	浩一	君
総務部長	佐々木	雅之	君
市民部長	扇谷	茂幸	君
健康福祉部長	三谷	正治	君
経済部長	寺崎	秀一	君
建設水道部長	野間井	照之	君
教育部長	鈴木	邦輝	君
市立総合病院 事務部長	松島	佳寿夫	君
市立大 事務局長	鹿野	裕二	君
営業戦略室長	湯浅	俊春	君
上下水道室長	石橋	正裕	君
会計室長	竹澤	隆行	君
監査委員	手間本	剛	君

1. 欠席議員(1名)

16番 谷内 司 議員

1. 事務局出席職員

事務局長	田中	澄昭
書記	佐藤	葉子
書記	三澤	久美子
書記	高久	晴三

1. 説明員

市長	加藤	剛士	君
副市長	中尾	裕二	君
副市長	久保	和幸	君

○議長(黒井 徹議員) これより平成23年第4回名寄市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に16番、谷内司議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長(黒井 徹議員) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

8番 竹 中 憲 之 議員

11番 佐々木 寿 議員

を指名いたします。

○議長(黒井 徹議員) 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より12月19日までの20日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より12月19日までの20日間と決定いたしました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第3 平成23年第3回定例会付託議案第1号 名寄市立学校施設開放利用条例の制定について、平成23年第3回定例会付託議案第2号 使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、以上2件を議題といたします。

初めに、平成23年第3回定例会付託議案第1号について、付託いたしました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関わる審査特別委員会、東千春委員長。

○使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関わ

る審査特別委員長(東 千春議員) おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、当委員会に付託されました付託議案第1号 名寄市立学校施設開放利用条例の制定について、審査の経過並びに結果について御報告いたします。

初回の委員会は、9月6日開催し、委員長に私東千春が、副委員長に竹中憲之委員が選任されました。

第2回委員会は9月16日、以降10月4日、10月11日、10月17日、10月20日、10月28日、11月11日、11月17日、11月27日と10回開催し、各委員におきましては大変熱心な質疑、討議を尽くしていただきました。

第2回から第7回まで理事者、説明員の出席を求め、質疑を行いました。第8回委員会は、委員会の討議を行いました。再度理事者に5項目について考えを文書で求めることとし、第9回委員会はまず佐々木総務部長より行革にかかわる総合的な考えとして、合併特例期間、その後の一元化、増収も含めた適正な受益と負担をおおむね5年スパンで考えたい、現在の名寄市の状況は国からの交付金の増額もあり、基金の積み増しもできたが、財政基盤は変わりはなく、さらに健全財政が必要であるなどの説明があり、5項目について鈴木教育部長より説明があり、第10回委員会では討議の中から合意形成を図ることを踏まえながら会議を進めました。

審査は、付託第1号及び付託第2号は関連があることから一括して審査を進めましたが、付託議案第1号に関する概要を申し上げます。委員からの質疑では、使用料の減免と免除の考え方はどの質問では少年団、青少年の健全育成は免除、社会福祉団体は5割減免、市主催は10割減免とする答弁がありました。学校開放とB&G等の料金の差についての質問には、学校はあいているときに使うという制約と人件費がかからないが、B&Gやスポーツセンターは人件費がかかるとの答弁がありました。普通教室、特別教室の利用団体との

話し合いはどの質問には、専門の入り口と校舎に行けない構造が必要で、現在利用者は1団体で協議をしたとの答弁がありました。有料化に伴う収入見込みはどの質問には、名寄市内5校で1,600回、120万円程度を見込むとの答弁がありました。受益と負担と施設の有効利用の整合についての質問には、利益を受ける方から一定程度の負担をいただき、公平、公正と地域間格差の解消を考えたとの答弁がありました。他の自治体の状況はどのようになっているかとの質問には、上川管内19市町村で無料は8自治体、有料は11自治体となっているとの答弁がありました。今後料金の統一に向けた考えについての質問には、平成21年度の行財政改革推進実施本部において社会教育、体育施設の使用料金の見直しについて施設利用料の算定基準を統一する必要がある、どちらかの地区に合わせるのではなく、今後新市として新たな算定基準の検討を進め、各利用目的に沿った料金体系を図りたい、今後市民理解の醸成を図り、作業を進めたいとの答弁がありました。

主な討議内容といたしましては、他市の状況も有料化が進んでいる、受益と負担から妥当だ、学校施設利用の有料化は青少年健全育成やスポーツ振興を否定するものではない、教育委員会の公共施設に対する考えが定まっていないので、市民に説明がつかない、総合計画の学校体育施設開放の記述と整合がとれない、風連は既に有料、両地区合わせたほうがよい、受益と負担の公平から有料化は必要、近年は町内会等の地域での利用はほとんどなく、以前とは利用形態が変わった、300円は妥当で、風連との統一も必要、高齢者対策が欠けている、風連も含めてすべて無料化が望ましいなどの発言がありました。

原案に異議があるため、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。その後少数意見の留保を求める発言があり、賛成者があるため成立いたしました。

以上、当委員会に付託されました議案第1号の

審査の経過並びに結果についての御報告といたします。

○議長(黒井 徹議員) これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。熊谷吉正議員。

○13番(熊谷吉正議員) まず、特別委員会委員長報告にもありましたとおり、実質9回、熱心に慎重審議をされたという報告がございまして、改めて敬意を表したいと思っておりますけれども、10回、これがあと2号議案のほうにもかかわりがありますけれども、実質9回の質疑、そして委員間の討議、討論という十分な内容があったやに聞いておりますけれども、今の委員長報告ではその辺についてもう少し伝わってこないもので、さらに報告をいただいた以外の補足説明をお願いをしたいなと思っております。特にまとめがきれい過ぎて、重要な点でもございまして説明員の鈴木教育部長の説明があったという5項目の関係などについて、具体的なやりとりなどについてお知らせを、さらには今の報告以外にもう少し丁寧な報告を求めたいというふうに考えております。

それと、2つ目には、もう既に新聞報道にも採決状況については報道されていますけれども、賛成多数で可決をされたということで、原案に対して多数で決められたということですが、最終的には委員間討議の内容を見て、報告によると原案に異議があるため、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとありましたけれども、今日的な委員会運営の知恵や、あるいは議会の根幹である合意の形成の過程がよく見えないなというふうに考えておりますので、委員長としての合意形成の努力についてどのようにされたか、お知らせいただきたいと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 東委員長。

○使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関わる審査特別委員長(東 千春議員) 鈴木教育部長から報告をいただきました5項目について、まずお知らせをさせていただきたいと。

項目につきましては、1つとして年間共通券の検証経過と廃止の理由ということであり、2つ目には公共料金の統一に対する考え方、3つ目といたしましては今回の提案が将来の公共料金統一の第1段階である根拠、4つ目といたしましては行財政改革を考える中で青少年健全育成と高齢者福祉がどのように反映をされているのか、5点目といたしましては料金区分を1時間から4区分とした理由ということであり、この5点について再度8回目のときに委員会の中で質問事項を取りまとめまして、9回のときに鈴木部長に答弁をいただいたということであり、ただいま審査されておりますのは、第1号議案の学校開放にかかわることについて御報告をさせていただきました。委員長報告でも申し上げましたけれども、関連があるということで、1号、2号とあわせて審査を進めたという関係上、この5項目の中では1号にかかわるというより2号にかかわる部分も多いのかなというふうに思いますけれども、これ中身について詳細にお話をさせていただいたほうがよろしいでしょうか。

(何事か呼ぶ者あり)

○使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関わる審査特別委員長(東 千春議員) 読んだほうがいいですか。いいですか。これちょっと文書が長いので、概要説明ということですが、1点目の年間共通券、これ年間共通券については第2号にかかわる部分なので、省略させていただいてよろしいでしょうか。公共料金の統一に対する考え方、これちょっと読ませさせていただきます。健全な財政運営と受益者負担の適正化を図るため、無料施設の有料化、有料施設の使用料の見直しを進めることとされ、行財政改革推進実施本部において風連地区の年額1,200円の全施設共通券は料金の適正性、今後の施設管理運営から特例区終了時に廃止し、施設の利便性から施設ごとに定期券を設けることとされました。ぽつ2つ目です。旧名寄地区の施設利用料の算出は、施設管理運営

費を基準に負担割合を定めていますが、旧風連地区は面積に定額を乗じており、地域間、さらには施設間においても施設利用料の算出が異なっており、今後行財政改革推進計画において新市として料金算出基準の検討を進め、各利用目的に沿った利用体系の統一を図ります。ぽつ3つ目です。既に平成22年運用開始の風連地区交流センターでは、年間共通券を設けることなく各部屋の使用料を徴収しており、公共料金の統一に対する地域の一定の理解は得られているものと考えられるということであり、

3番目の今回の提案が将来の公共料金統一の第1段階であるという根拠であります。ぽつ1つ目、今回は行財政改革とあわせ、健全な財政運営のための受益者負担の適正化を図ることを目指して無料施設の有料化及び使用料の見直しを行いたいと考えますが、他の地域的な課題の解決に時間をかけている現状でもあり、激変緩和策をも講じて段階的に対応することとしています。ぽつ2つ目、したがって今後とも各課題における市民理解の調整を図りながら、行財政改革推進計画において新市として料金算出基準の検討を進め、各利用目的に沿った利用料金体系の統一を図りますということであり、

4点目の青少年の部分と高齢者に関する記述ですけれども、これについては全部読んだらちょっと長いので、学校施設……青少年の育成が減免でしたか。青少年の健全育成、少年団等の活用は減免、社会教育団体等の利用については5割減免というような内容だったと記憶しております。

料金の4区分については、こちらのほう関係ないと思いますので、省略をさせていただきたいと思います。

さらに丁寧な報告ということでもありますけれども、まず最後の委員長としての運びです。報告の中にも述べさせていただきましたけれども、第7回までは説明員を招いての質疑をさせていただきました。その後の委員間の討議ということで、説

明員を招かないで討議を行いました。第8回の中ではそういったことに終始をするのかなというふうに思ったのですけれども、委員の発言の中からやはりちょっと理事者に対する質問が若干不十分な部分があったのかなというふうに委員長として思いましたので、その不十分な部分はどこなのかということで皆さんと協議をさせていただき、この5項目を取りまとめをさせていただきました。最終の第10回目では、報告でも申し上げましたけれども、合意形成に向けての討議をしたいなというふうに冒頭申し上げました。そういった中で、まずそれぞれの委員の皆さんの意見の開陳をいただき、それから合意形成できる部分があるのかなのか、こういったことを発言を求めていったわけでありましてけれども、結果として合意形成に至らなかったということでもあります。そういった委員の皆さんにも努力をしていただいたのかなというふうに思っております。

丁寧な報告を、どこの部分を丁寧にすればいいのかなというふうに思っておりますけれども、何をすればいいのでしょうか、これは。その5項目、最終的にこういったところがポイントになるだろうなということでまとめて質問をしたということで、その答弁が丁寧さらなる説明ということにかえさせていただければと思います。

○議長(黒井 徹議員) 熊谷議員。

○13番(熊谷吉正議員) 今さらあれなのですからけれども、議長、別号、1号、2号と議案分かれているのですけれども、委員長の報告にもあったとおり質疑するときに別々にというのは非常にやりにくいという印象を持っていましたけれども、再質疑をさせていただきますけれども、いわゆる委員会運営は委員長の権限なのですけれども、新聞報道によると、原案に対する賛成多数という表現で委員長報告されましたけれども、この事実が間違いなければそのとおり追認をいただきたいのですけれども、委員長を除く9人の表決の結果は5対4だということで、原案賛成、原案に対する

いろいろさらなる質疑、あるいは修正の動きがあったかどうかわかりませんが、肉薄をしているというか。その9人の中に市民の皆さん、利用者やら多くの市民の人たちの声が集積をされた結果、最後は原理原則は多数決で決まっていますけれども、そういう合意形成が非常に必要、もっと汗をかいて必要だった採決の結果かなということで、結果は会派ごとに新聞も明確に書いていますけれども、何となく分かれて5対4ということですが、その確認が間違いなければそのように追認をしていただきたいと思うのですが、合意形成の部分では少し残念だったなという感じがします。

それから、もう一つは、やっぱり論点。2号議案も共通するものがあるのですけれども、論点はやっぱり執行側での見解としては行革の視点を前面に出しながら、それで算定方法だとか、いろんな大きな違いがあったり、今後さらに時間をかけて市民に理解を醸成を図っていくということで、作業の進捗を図っていかねばならぬという行革の視点の考え方で、一方では少子高齢化時代に対応する市民の芸術や文化やスポーツ活動の普及振興、あるいは生きがいだとか健康促進だとか、さまざまな部分でそれぞれ施設が活用されていくわけで、いわゆる相対する、両方とも否定はできないと思うのですけれども、そこをどう応用して委員間の9人の中で議論が活発に展開されたかどうかという視点のところあたりはちょっと私ども今報告いただいた感じでは見えなくて、足して2で割ればいいということばかりが結論ではありませんけれども、そういう面では5対4で分かれた行革、原案に賛成ですと。説明員の言っていることはそのとおりだということ、それもわかるけれども、いわゆるスポーツや文化活動の普及振興という視点、トータルとして利用者が減ったら何もしないというわけでありまして、そこをどう合意形成を図るような委員間論議があったのかも少しお知らせをいただきたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 東委員長。

○使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関わる審査特別委員長(東 千春議員) そういったところも委員間討論の中では論点となっております。委員間の討論となっていましたけれども、それを個別のテーマとして一定程度のやりとりをしたというまでには残念ながら至っていませんでした。のかなというふうに思っております。結果といたしましては、5対4で賛成多数ということには間違いありません。

○議長(黒井 徹議員) 熊谷議員。

○13番(熊谷吉正議員) 私の希望とすれば、忙しい時期にもかかわらず、本当に慎重審議10回しっかりやっていただいて、敬意は表しますけれども、あくまでも市民トータルの合意形成を図ることが委員会の役割であったような気がして、それが説明員の説明丸投げの形で結果が出たというのは非常に残念かなという感じがしまして、本会議でまたそういう、この後少数意見の留保もされているようですから、判断をしていかざるを得ませんけれども、合意形成の努力について少し残念だったなと思います。

さらに、各委員がどういう対応をとったかというのは個人名は出ておりませんが、会派、原案賛成の皆さんは市政クラブさん、公明さん、それから清風さんですか、の5人という新聞の報道において、原案についてマルかバツかとなれば反対の立場で市民連合・凜風会、そして共産党さんということになっていますけれども、新聞報道はそのとおりでよろしいですか。それをお聞きして、また2号議案で少しお聞きをしたいと思いません。

○議長(黒井 徹議員) 東委員長。

○使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関わる審査特別委員長(東 千春議員) 今ちょっと聞き逃したかもしれませんので、再度答弁をさせていただきたいと思っておりますけれども、賛成をしたのが市政クラブと新緑風さんと清風さん、公明さ

んということでございます。

○議長(黒井 徹議員) ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 以上で質疑を終結いたします。

正副委員長は自席にお戻りください。

次に、本件については日根野正敏議員から会議規則第99条第2項の規定により少数意見報告書が提出されています。

少数意見の報告を求めます。

日根野正敏議員。

○15番(日根野正敏議員) 議長の御指名をいただきましたので、平成23年第3回定例会付託議案第1号「名寄市立学校施設開放利用条例の制定について審査を行ってまいりました使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関わる審査特別委員会において、ただいま委員長の報告のとおりさまざまな議論がありながらも11月27日の第10回委員会で採決により原案どおり可決すべきものと結審がなされ、私の意見が多数を得られず破棄されたため、名寄市議会会議規則第99条に基づき少数意見の留保を行使させていただきます。

本条例制定案は、提案の理由の説明にあったように平成19年2月に策定された名寄市行財政改革推進計画に基づき平成21年に名寄市行財政改革推進実施本部が設置され、同本部で検討が進められていた公共施設のあり方についての検討結果を踏まえ、受益と負担の適正化や公平性の原則から、使用料が無料である施設の有料化と設置条例の整備統一を行うというものであります。

都合10回にわたり開催されました特別委員会審査では、本条例の制定理由が行財政改革の視点のみとなっていることから、説明員との質疑、委員間議論と活発な意見が出されましたが、最終的には私の意見が破棄され、採決により原案どおり可決すべきものが賛成5、反対4という僅差で結審となりました。

私がこの間主に特別委員会内で訴えてきたことは、1点目、学校開放事業は市民芸術文化及びスポーツ活動の普及振興を図ることが目的であることにもかかわらず、行財政改革の視点、名寄地区及び風連地区の均衡を図る視点が優先されていること、2点目に急速に進む少子高齢化の中にあつて、学校施設の有効活用の視点が欠けていること、3点目、名寄地区において学校単位の地域連絡協議会を設置しながら、その核となる学校体育施設を活用しての地域コミュニティ醸成の視点が欠けていること、4点目、学校施設の性能差があるにもかかわらず、使用料及び暖房料を均一化したこと、5点目、新名寄市総合計画(第1次)後期基本計画案、基本目標V、心豊かな人と文化を育むまちづくりの基本事業2、スポーツ振興事業でうたう学校体育施設の開放事業を推進し、多くのスポーツ活動の場を提供しますとの整合性に欠けていることなどであります。

議員各位には、名寄市の主権者たる市民の皆さんが厳しい自然環境の中にあつても楽しく生きがいを持って生活するため、有効に限られた施設を活用できる手法に思いを込めるとともに、私の意見をいま一度お考えいただきたくお願いを申し上げます。少数意見の報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、少数意見の報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

佐々木寿議員。

○11番(佐々木 寿議員) 今報告されましたのですが、基本的に合併した時点で使用料金見直しについては整合性を図るという意味では、もう少し早い時点からやるべきなのだろうと思います。今報告したとおり、本当に使用料金を考えるというのは、やはり今経済情勢とか、あるいは税金が少なくなってきている、あるいは交付金が少なくなってきているという状況において、ある程度無料化は考えられないと。ある程度のそれなりの応

分はしなければいかぬというふうなものが基本のようになると私は思っております。そこで、先ほどの報告で両地区の料金の格差があるというふうにあるのですけれども、これはこのままでいいという考えなのか、ちょっと考え方をお聞きしたいと思ひますし、それから先ほどの暖房料金なのですけれども、これは暖房料金は一律ではだめだと。古いところは高く取れというふうな考え方なのか、その辺の2つの意見についてちょっとお尋ねをしたいと思ひます。

○議長(黒井 徹議員) 日根野議員。

○15番(日根野正敏議員) 今佐々木議員から2点の質問がありましたけれども、私の言いたいのは今言った意見ですべてだと思ひのですけれども、ただ均衡を図る、あるいは公平性を保つということの観点においては、それについては私も今後進めていかねばならないというふうに考えています。しかしながら、その土台となる部分が欠けていてはだめだということで、この土台となる部分というのが今私が言ったとおりでございます。また、体育施設の料金についても、これらもちゃんとした基礎を固めてから、基礎というのは先ほど私が言った意見の中に含まれていると思ひますので、その辺の家を建てるのについてもしっかりとした基礎を、基本を、根っこをしっかりと議論してから均衡を図るべきだということで少数意見として述べさせていただきました。そういうことで御理解をいただきたいと思ひます。

暖房についても同じ考え方で、しっかりと教育委員会の考え方をまとめた上で出していくと。将来的にも見据えた形で、そういう方針が出ていませんので、そういったことで御理解をいただきたいというふうに思ひます。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木議員。

○11番(佐々木 寿議員) 何回も言うようですけれども、行財政改革を均一を図る、あるいは徴収料金を見直すという行財政改革の推進については、あなた方も了解したわけなのですよね。そ

れがまず基本となっていなければいけないのです。それは、やはりここで今やっておかなければならない。こういう時期にしっかりと根本的なものを踏まえてもう少し前向きな考え方でこの議論をしていかないと、なかなか進まないのではないのでしょうか。たかがこれは、たかがと言ったらちょっと語弊がありますけれども、応分に料金を払うというのは、使用する側の我々のモラルとしてもいろいろと維持経費がかかるわけです。これは、どこに行っても同じことなのです。社会的通念なのです。これをやはりしっかりと踏まえた上での議論をされたと私は思っているのです。それをこの中でやはり料金の格差、これどうせ使うのであればもうどこの施設も同じような料金でやるというのは当然のことだと私は考えております。したがって、先ほどの暖房についても、これも古いところが多く暖房料を使うのかもしれない。しかし、それも一つの均一を図るというのもこれは大切なことだと。使う側にとっても使いやすいのではないかと思います。この点についてもう一度お考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 行財政改革が最優先の利用料の改定ということで、それではいけないということで、私は少数意見の留保を求めたということが第1点の目的でございます。

それから、料金についても取ってはいけないというわけではなくて、これはもう将来的にはしっかりと考えていかなければならない。その基礎となる部分が欠けているので、少数意見を出したということなので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

日根野正敏議員は自席にお戻りください。

これより平成23年第3回定例会付託議案第1号について討論の通告を受けていますので、討論を行います。

本日の討論については、各議員の発言は会議規則第57条の規定によりそれぞれ5分以内とします。

初めに、本案に賛成の発言を許します。

駒津喜一議員。

○12番（駒津喜一議員） 議長より発言の許可をいただきましたので、これより平成23年第3回定例会にて審査特別委員会に付託されていた付託議案第1号 名寄市立学校施設開放利用条例の制定について賛成の意見を発言させていただきます。

名寄市内の学校施設の開放は、風連地区を除き従来無料で経過していましたが、平成21年度行財政改革推進実施本部の社会教育設備、体育設備の使用料金の見直しの中で、学校施設開放の利用は名寄地区は無料、風連地区は有料と施設利用の格差に対する不公平感を解消するために、均一の有料化が求められています。また、受益者負担の見解から、早くから近隣市町村では有料化が実施され、推移している中で、無料で行うということは教育施設を利用していない市民も間接的に負担していることにもなり、こうした市民の負担、負担感を軽減するためにも有料化することが公平であります。また、今回提案された有料化は、屋内体育館使用では1時間300円、冬期間の暖房料を150円とし、特別教室、普通教室の使用については1時間150円、暖房料75円とし、さらにスポーツ少年団、社会福祉団体など教育委員会の認定により使用料の免除、減額を規定していることから、青少年の健全育成並びに地域活動に大きな障害にはならない見直し案となっております。

さらに、学校施設開放について全市的に一体化された料金設置により、従来の名寄地区、風連地区との格差を解消することは、利用する市民の選択肢が多くなり、市内教育施設の有効利用がより

推進されることにもなります。また、学校施設開放は交付税の対象にはなっていますが、国からは従来より徴収する指導がされております。今後この指導により有料化を実施する市町村が多くなってくる現状で、学校施設開放の使用料だけでも約20万円の収入増になる見込みです。

以上のことから、今回提案された表記議案第1号 名寄市立学校施設開放利用条例の制定は使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関わる審査特別委員会で審議された結果のとおり、原案どおり可決すべきものと発言させていただき、終わります。

○議長(黒井 徹議員) ちょっと訂正ないですか。増収額について120万円でないかい。20万円と言ったから。

○12番(駒津喜一議員) 議長より指摘がありましたので、訂正をさせていただきます。

使用料の見込額が120万円と言ったつもりですけれども、20万円というふうに聞こえたということで、20万円を120万円と訂正をさせていただきますまして、終わらせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) 次に、本案に反対の発言を許します。

奥村英俊議員。

○2番(奥村英俊議員) 議長の御指名をいただきましたので、平成23年第3回定例会付託議案第1号 名寄市立学校施設開放利用条例の制定について、市民連合・凜風会を代表し、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

本条例の制定理由については、さきの特別委員会委員長報告、少数意見の留保の中でも述べられておりますので、重複を避けますが、条例の目的は市民の芸術文化及びスポーツ活動の普及振興を図るために市立学校施設を学校教育に支障のない範囲で開放することに関し必要な事項を定めるということであり、市民の芸術文化及びスポーツ活動の普及振興を図るといふ崇高な目標のもとに条例整備を行うというものでありますが、実態

は使用料を徴収していなかった名寄地区内の学校開放事業の有料化であり、それは市民の皆さんの利便性や利用促進等への配慮が全くされていない行政内部の行財政改革のみが優先されているものであります。学校開放事業は、国としても国民が日常生活の中でスポーツ活動に親しむことができるようにと推進を求めているもので、特に昭和51年6月26日には各都道府県教育委員会に対する文部事務次官通達で、最近におけるスポーツ活動に関する国民の要望を考慮し、学校体育施設開放事業を一層推進するため、文部省においては昭和51年度から学校施設開放事業に関する予算措置等をさらに充実しましたとし、学校体育施設開放事業の促進について各市町村の教育委員会などに周知徹底を求めているところであります。実際名寄市に対しても地方交付税の単位費用に同補助金がカウントされており、同方針が現在も継続となっていることは、国は公費負担をしてでも日常生活の中でスポーツ活動等に親しむことができる環境を求めていることにほかなりません。それを行財政改革の視点のみで利用者に負担させようという論理は、余りにも無謀であります。

また、現在策定作業が進められています新名寄市総合計画(第1次)後期計画案、基本目標V、心豊かな人と文化を育むまちづくりの基本事業2、スポーツ振興事業でも学校体育施設の開放事業を推進し、多くのスポーツ活動の場を提供しますとうたっています。にもかかわらず、名寄市行財政改革推進実施本部の検討結果である受益と負担の適正化や公平性の原則、使用料が無料である施設の有料化等を優先させ、新たに利用者負担を設けることにはならないと考えます。

さらに、審査を行った特別委員会の審議の中で、委員から名寄地区では学校開放事業が無料であるためお礼に困っている団体もある。有料となればその懸念もなくなる。有料化となれば施設の充実を求めることもできるという趣旨の発言があったと聞きましたが、お礼の有無に起因する有料化議

論は言語道断であり、施設の充実是有料化であった風連地区に実例があるものではありません。

名寄市は、今少子高齢化が大きな課題となっております。加藤市長は、市長就任直後の所信表明で、少子高齢化が進む中で地域に住む人々が連携を深め、互いに助け合い、一人一人が大切にされ、安心して住むことのできる名寄市を目指すため、子育て支援、高齢者福祉、健康増進等の施策の充実を図りますと述べられました。この一翼を担っているのがまさに名寄地区において設置した学校単位の地域連絡協議会を推進させるとともに、自然環境の厳しい名寄市にあって、地域で生活する子供たちや高齢者を初めすべての市民が気軽に健康増進に努められる環境を整えることを強調しているものであり、その核となるのが学校施設ではないでしょうか。それを有料化で統一することは、市長が市民の皆さんに訴えたことと逆行するものと言わざるを得ません。現状の学校開放利用団体は、青年スポーツ団体を中心とする限られた状況であります。しかし、これからの名寄市を考えたとき、現状を重視した対応ではなく、将来を見据えた対応が必要ではないでしょうか。子供たちや高齢者を初め地域で生活する市民の皆さんが地域に存在する学校施設を有効に活用し、厳しい冬期間であっても健康づくりに励むことができたり、住民同士が和を保ち、広げる活動ができるなど、目指すことが重要だと考えます。

私ども市民連合・凜風会では、11月21日から市内3会場で会派報告会を開催し、1日平均50人の市民の皆さんにお集まりいただきましたが、その中でも今回の条例案に対して異議を唱える意見が出されました。主なものは、学校施設の有料化が施設の有効活用につながるのか、利用促進する手だても示さず、ただ有料化することに理解ができない、市長の選挙時の話や所信表明の演説に逆行しているのではないかというものでありました。議員各位においては、受益と負担の適正化や公平性の原則から、使用料が無料である施設を有

料化にすることだけの視点ではなく、条例の本来の目的、意義、限られた施設を市民の皆さんに有効に活用いただく見地、市民の皆さんの健康づくりや地域づくりの見地、将来の名寄市に欠かせない地域コミュニティの醸成の見地などから、本条例の制定について再考いただくことを求め、市民連合・凜風会を代表しての反対の討論とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長(黒井 徹議員) 討論については、5分以内というふうに議会運営委員会で協議をしますので、今回は特別に許しましたけれども、これからは打ち切りというふうにさせていただきたいと思っておりますので、議員各位の御了解をいただきたいというふうに思います。

次に、本案に賛成の発言を許します。

山口祐司議員。

○17番(山口祐司議員) ただいま議長よりお許しをいただきましたので、今議題となりました名寄市立学校施設開放利用条例の制定について新緑風会を代表いたしまして、短く賛成の御意見を申し上げます。

本条例案は、名寄市立のすべての小中学校施設を芸術文化及びスポーツ活動の普及振興を図るために学校教育に支障のない範囲で有料化し、開放するための条例であります。学校施設の有料化につきましては、既に合併前より風連地区で実施されており、今回市内の制度統一を図る上からも本条例は重要であると私は考えます。合併後5年が経過しましたが、まだまだ整理がついていない地域間の問題もありますが、今回の条例が地域間の格差をできるだけ早く縮めるための一歩だと私は考えます。また、今後受益と負担の適正化を進める上においてもなお一層の制度改正が必要と考えますが、本条例案はこれまでの行財政改革推進実施本部の議論を踏まえた中、市民負担の増加をできるだけ抑えた緩やかな制度改正に配慮したものと私は考えます。近年の少子高齢化に伴う人口の減少や全国的な経済不況などでまち全体の衰退

が懸念される中、将来を見据えた健全な財政運営を図るためにも市民の皆さんへの適正な負担が今後も求められると思います。この条例の制定が将来の新たな基準を設ける上でも重要な条例であるとともに、公平性の観点からも本条例の制定は適切であると私は考えます。

以上、議員諸氏の御賛同を求めまして、私の本条例案賛成の討論といたします。

○議長(黒井 徹議員) 次に、本案に反対の発言を許します。

川村幸栄議員。

○1番(川村幸栄議員) 平成23年第3回定例会付託議案第1号 名寄市立学校施設開放利用条例の制定について反対の立場で発言をいたします。

行財政改革推進実施本部において、平成20年度から社会教育施設及び体育施設の使用料無料施設の有料化についての議論を踏まえ、受益と負担の適正化、公平性の原則から、現在無料としている名寄地区の学校開放施設を有料化し、風連地区の学校開放施設の年間共通券を廃止し、現行料金の見直しをしようとするには賛成いたしかねます。提出されている条例の目的にもあるように、学校開放利用は市民の芸術文化及びスポーツ活動の普及振興を図るために市立学校施設を学校教育に支障のない範囲で開放するものであります。学校教育に支障のない範囲で市民の有効利用、有効活用を図り、地域の皆さんに開放され、スポーツなどによる青少年の健全育成や高齢者を含め、市民の方々の健康増進、体力向上などに寄与しています。利用者間の調整会議では、使用希望団体が殺到するなど、学校開放利用を望む団体が多くなっています。使用料の免除もうたわれていますが、スポーツ少年団など青少年育成にかかわる場合で、一般市民の適用はありません。学校開放を利用しているある方は、健康増進や体力向上などによってQOL、生活の質を高めている。そして、何より医療費の抑制につながっているのだと話しています。有料化は、こうした施設の有効利用にブレ

一キをかけることになると思います。よって、名寄市内の学校施設開放利用の有料化には反対であることを申し上げて、発言を終わります。

○議長(黒井 徹議員) 次に、本案に賛成の発言を許します。

上松直美議員。

○3番(上松直美議員) 議長の御指名をいただきましたので、賛成意見を述べさせていただきます。

平成23年第3回定例会付託議案第1号 名寄市立学校施設開放利用条例の制定についての審査において、平成23年11月27日、第10回審査特別委員会で原案のとおり可決すべきと結審した議案に対して、委員として賛成意見を述べさせていただきます。原案のとおり可決すべきものと賛成した理由については、風連地区の学校施設については既に有料であり、統一性、整合性を考慮するとともに受益者負担の原則である公平性の観点から、使用する人とならない人の平等を踏まえ、受益者負担の適正化の意味でも名寄市立学校施設の有料化は適切な判断と認め、原案のとおり可決すべきと判断した次第であります。

受益者負担の適正化を図ることは、健全な財政運営に欠かすことのできない重要な施策であり、一般財源の確保、自助努力による自主財源の捻出が財政の健全化の基礎となることは言うまでもありません。学校施設開放の目的は、より多くの市民に開かれた学校を目指し、学校を身近に感じてもらい、施設を有効に活用してもらうことを念頭に置いて始まった事業と認識しております。今までの学校施設開放での一つの目的である市民に開かれた学校としての役割は、おおむね果たしてきたのではないのでしょうか。施設の有効活用とは、これからも推進していくべきことと認識しております。有料になれば施設が有効活用されないということではありません。住民自治、共同参画によるまちづくりで自立、共助を基本に地域の力をどのように発揮するかであります。地域住民の皆様

のコンセンサスを醸成することも重要と考えます。市民の皆様の使用しやすい整備環境は、使用料金を適正にいただくことにより持続的な安定したサービスを提供し、中長期的に進めることが可能となります。

施設開放による経費をどのように考えるか、学校施設は教育部所管であり、他の予算は関係ないとか、施設の有効利用を促進する意味で無料化することを進めることはただ乗りの精神ではないでしょうか。よいものをよいものに進化させるためにも、皆さんで分かち合い、分担し、維持していかうというプラス志向を持っていただき、施設を有効活用することの基本的な考えとしては、経常経費を生まない施設は有効活用していないということではないでしょうか。大きな施設がこれからも計画されている中、経常経費をいかに削減するかをとられているかが現状です。そのような現状の中で公共施設をすべての人々に無料化することになると、累積債務も膨らむし、財政赤字につながるようになります。今条例には減免措置があり、そこをきっちり理解してもらい、有料でないことも記載されていることはちゃんと書かれております。さまざまなことを考慮していることも踏まえて、青少年等の育成も減免、社会福祉団体は5割減免等いろんな減免措置があることをつけ加えておきたいと思えます。学校施設開放の有料化が多くの市民の理解を得ることを信じ、その一つの大きな突破口となり、公益を守ることを一番に考え、受益者負担の適正化を図ることが施設運営の健全化につながると確信し、賛成意見に御賛同いただくことを切にお願いいたします。

終わります。

○議長(黒井 徹議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 以上で討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件の採決は起立によって行います。

平成23年第3回定例会付託議案第1号に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(黒井 徹議員) 起立多数です。

よって、平成23年第3回定例会付託議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、平成23年第3回定例会付託議案第2号 使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、付託しました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関わる審査特別委員会、東千春委員長。

○使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関わる審査特別委員長(東 千春議員) 議長より御指名をいただきましたので、当委員会に付託されました付託議案第2号 使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、審査の経過並びに結果について御報告いたします。

委員会の開催状況につきましては、付託議案第1号での報告のとおりでございます。

同様に第2回から第7回までは、理事者、説明員の出席を求め、質疑を行い、第8回委員会は委員間の討議を行いました。再度理事者に5項目について考えを文書で求めることとし、第9回委員会はまず佐々木総務部長より行革にかかわる総合的な考えを伺い、5項目について鈴木教育部長より説明を受けたところでございます。

第10回委員会では、討議の中から合意形成を図ることを踏まえながら、会議を進めました。

審査は、付託議案第1号及び付託議案第2号は関連があることから一括して審査を進めましたが、付託議案第2号に関する概要を申し上げます。委員からの質疑では、年間共通券の検証経過と廃止する理由についての質問では、課題としては各施設の管理者が異なることが予想されること、受益と負担の公平を進める上で利用形態が違うスポー

ツ施設と社会教育、福祉施設等を共通券とすることが妥当か、また名寄地区まで拡大し、全施設を対象とするのは課題が多い、団体利用の場合前期、後期の調整会議などで毎月の利用日数が異なること、また利用期間は会計年度にかかわらず利用できることから、施設ごと定期券を設けるほうが利用者の利便性を図る上で合理的であるとの答弁がありました。今後の料金統一に向けた考え方についての質問に対しては、平成21年度の行財政改革推進実施本部において社会教育、体育施設の使用料の見直しについて施設利用料の算定基礎を統一する必要がある、どちらかの地区に合わせるのではなく、今後新市として新たな算定基準の検討を進め、各利用目的に沿った料金体系を図り、今後市民理解の醸成を図り作業を進めたいとの答弁がありました。今回の使用見直しと青少年の健全育成と高齢者福祉の考えについての質問に対しては、青少年の利便性を講ずるものとして6カ月定期券を設けた。福祉会館では老人クラブの利用料金は免除するとの答弁がありました。料金区分を1時間から4区分とした理由についての質問には、4区分のほうが事前準備や後片づけ時間も含めて時間調整が図られる。また、風連地域交流センターでは既に4区分の設定で運用を行っているとの答弁がありました。プールの高校生の料金の考えはとの質問に対して、本来は有料が公平だが、利用が少なく、優遇することで利用の促進を図ること、管理の煩雑さを考慮したとの答弁がありました。スポーツセンターの6カ月券の根拠はとの質問に対して、3カ月券の8掛けと考えたとの答弁がありました。スポーツセンターでの高校生の扱いについての質問には、他市の個人利用でも高校生が位置づけられていることが多い。義務教育は終わっているが、高校生は収入がないことから高体連の大会には教育的配慮が必要との答弁がありました。スキー場の開始時間が曜日によって違うことの公平性についての質問に対しては、平日も土日と同じ時間から開始するとの答弁がありまし

た。コミセンのある地域住民の意見はとの質問に対しては、地域に入って意見を聞いたが、出席者の少ない地域もあった。利用頻度の高い団体では困るとの意見や理解をするという意見もあった。無形文化財の活動や老人クラブの利用は免除するとの答弁がありました。名寄市風連地区地域振興審議会の進捗状況についての質問に対しては、現在まで2回の審議を行っているが、核心の議論ができていないのが現状である。地域の高齢化と疲弊による会館の維持の問題など風連だけの課題ではないとの答弁がありました。名寄市風連日進レクリエーションセンターの利用状況はとの質問に対しては、平成20年度は9件、163名、平成21年度は7件、155名、平成22年度は8件、201名で、町内会、協力会、中学校、酪農振興会、営農組合が利用しているとの答弁がありました。

主な討議の内容といたしましては、定期券より体育施設、福祉施設の区分で年間共通券をつくれなかったのか、現在利用している人の理解が得られない、年間券の設定料金は安かった、名寄地区を含めて行うことは難しい、受益と負担、公平性を考えると廃止が望ましい、名寄市全体での可能性を考えたが、難しい、老人クラブの免除もあり、廃止はやむを得ない、格差の是正は必要だが、体育施設、福祉施設ごとの共通券が望ましい、名寄を含めた年間共通券で地域間の交流も生まれるため必要、両地区の一体感や公平性から廃止はやむを得ないなどの発言がありました。

原案に異議があるため、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。その後少数意見の留保を求める発言があり、賛成者があるため成立しました。

以上、当委員会に付託されました議案第2号の審査の経過並びに結果についての御報告といたします。

○議長(黒井 徹議員) これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 先ほどの1号議案と同様に一部重複する質疑があることも、別々に審議をするということなもので、御了解いただきたいと思います。

今報告をいただきましたが、1つにはやはり1号議案でも聞いて、今も聞いていてお聞きしたいのは、いわゆる行革の視点と市民理解の醸成を図りながらどう施設を有効活用するかと。それが青少年の健全育成や高齢者などの生きがいや健康管理などにそのバランスをとるような合意形成の経過について、この2号議案でも改めてお聞きをしたいなと思っておりまして、結果はまた5対4ということで、執行側の提案の丸のみの結論が出ているわけでありまして、委員会あるいは議会の役割としてはあくまでもこういう拮抗する市民サービスにかかわるものについての合意形成の努力は当然求められてしかるべきだというふうに考えていますので、改めてその辺についての経過について、まず1点お聞きをしたいと思います。

2つ目には、委員長報告にはなかったような気がしますけれども、高校生の位置づけについて施設によって統一的な取り扱いにはなっていないような気がしますけれども、その論議経過について、特に青少年健全育成ということでは小学校も中学校も高校もそれぞれ文化、スポーツで名寄からいろいろな方が出ていただくという視点から考えると、一つのくくりでも論議があったのではないかと思いますけれども、その辺についての論議経過についてお知らせをいただきたいと思いません。

それから、3つ目については、執行側の提案に至る各部、総務部あるいは教育委員会や福祉、それぞれのやりとりを時々聞いておりましたけれども、執行側の提案に至る説明、準備不足があるような気がいたしまして、その辺についての論議経過についてお知らせをいただきたいなと思います。特にこれから何年かごとに、さらに言葉としては

市民理解の醸成をというまぐら言葉も必ず入っているようですが、その辺について十分でないというやりとりもあったような気がいたしますので、負担とサービスの問題も含めて論議経過についてお知らせをいただきたいと思いません。

4つ目には、風連地区の年間共通券について論議が集中をしたように聞いておりますが、執行側としての説明では、制度としては利用者から見れば利用しやすいという評価をしながらも、せっかくそういう評価をしているのであれば委員会としてそれを応用しながら、何らかの形でよかったと思われる制度をそれぞれ今回の論議の中で委員会論議があつてしかるべきだったような気がいたします、応用として。その辺についての経過についてあると思いませんので、お知らせをいただきたいと思いません。

5つ目は、市民理解と醸成という言葉のやりとりの中で、執行側も提案に至るまでには関係団体とか市民ニーズも行革の視点の説明、あわせてそれぞれニーズも把握をして提案をされたと思うのですが、非常に時間が定例会から定例会という一つの一定の制約であったわけではありますけれども、委員会として独自に市民団体、関係団体や市民のニーズ把握を9人、委員長入れて10人の中でどのようにされて、最終結果そのように意見反映がされたのか、あわせてお願いをいたします。

もう一つ、ちょっと多くなつてごめんなさい。施設ごとの算定基準について質疑の中であったように聞いておりまして、そこが明確にされた方向性が出ていたのかどうか、統一的な見解が出されていたのかどうかお知らせをいただきたいと思いません。

最後になりますが、先ほどの1号議案では学校開放事業では120万円ほどの収入を見込んでいたということですが、今回の委員長報告では2号議案に対する収入増についての数字が報告ありませんでしたが、その報告をいただきたいと同様に、いわゆる財源がどのように活用されていこうとい

う執行側の説明があったのか、やりとりがあったのかどうかお知らせいただきたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 東委員長。

○使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関する審査特別委員長(東 千春議員) それでは、記憶の新しい逆のほうからの答弁をさせていただきますと思います。

学校利用では、120万円の増収を見込むという答弁をさせていただきました。体育施設利用料金の総額としては、約600万円の増額を見込むということでございます。これは、おおむね600万円の増額を見込んでいるということでございます。

施設の算定基準という議論は、特に申しわけありませんが、記憶にありませんので、省略させていただきますと思います。

市民理解の醸成と執行側の団体などとの、委員会として市民団体との何らかの協議というのはやっております。

年間共通券制度の利用についての利用しやすいように、名寄地域でも応用できなかったかということですが、名寄地域で実際全部共通券含めてやるとなると、ではどれぐらいかかるのだろうかとか、例えばスキー場、パークゴルフ場、スポーツセンターですとか、そういったものを全部含めるとやっぱり数万円になるなというふうな意見があったりとか、それは単純な積み上げではなくて、そこからどういうふうにして安くしていくのかとか、そういうふうな議論はございました。

高校生の位置づけですけれども、高校生の位置づけは先ほどの答弁と若干重なるかもしれませんが、他市の個人利用の調査では高校生が位置づけられていることが多いと。小中学生は義務教育で、高校は収入がないことから、市町村で減免を措置していると。団体では、半分の自治体で区分をしていない。大会で高校生と中学生が混在している場合は区分が難しい。また、高校生は高体連の大会に限定されることから、教育的な配慮

が必要であると。他の施設も本来高校生を有料化、高校生の料金を定めるのが公平だが、施設の機能や利用の状況から今回の提案になったというふうなまとめた説明があったところです。

行革と市民理解のバランスの合意形成ということですが、こういったところはさまざまな意見が討議の中でもあったところです。賛成をされている皆さんの中にも100%賛成だということではなくて、やはりもう少し何か100%でないなという部分もあったような意見が多かったかなというふうに思います。そういった中でも総合的に判断して、今回は賛成だというふうな議論経過の流れだったというふうな記憶をしております。

以上です。

○議長(黒井 徹議員) 熊谷議員。

○13番(熊谷吉正議員) 一番最後に答えられたところが一番1号議案も2号議案も論点の中心であったような気がして、いわゆる賛成者の中にも100%オーケーだと、原案丸のみだということではなくて、いろいろ意見はあるけれども、トータルとしてというところの、それは個々人の委員の判断ですから結構だというふうに思うのですが、私も有料化全否定ではない。無料化全肯定でもない。そのキーは、この論点の問題、委員会でも熱心に論議された行革の視点と市民理解醸成と施設の有効利用をどう図るかというバランスの問題で、5対4はかなり拮抗しているわけで、委員会としてやっぱりその辺の合意形成を十分に図られていないなという印象がありまして、改めて委員長にその辺について御見解を、経過についてももう少しお聞かせをいただきたいなと。具体的なやりとりでも結構だと思います、委員間議論の。お知らせをいただきたいと思います。

それから、収入増600万円という数字は、先ほどの120万円の関係はお聞きしませんでしたけれども、いわゆるこれを財源としてどう活用されてそういう施設利用を有効に、さらに促進するために使われていくという方針が出されていたのか

どうか、その辺も委員やりとりについて少しお聞かせをいただきたいと思いますし、施設ごとに積み上げた数字として600万円ということの理解で皆さん受けとめられたのかどうか、改めてお聞きをしたいと思います。

冒頭言った利用する各団体、市民のニーズ、執行側説明員としてそれぞれ行革の視点で説明をして理解を求めるといふ努力もするけれども、議会、委員会はまた別チャンネルでそういうニーズの把握を怠るべきではないという認識を私は持っていますけれども、委員会としてそういう努力を、大変な忙しい時期に10回も開催されたことについて本当に敬意を表するのですけれども、改めて違うチャンネルでやっぱり行政側が言っていることはそのままよいのかどうかということについての御努力が経過としてあれば改めて、やっていないと簡単に言われていますけれども、それですと説明員の説明をそのままのみにするという状況に直結することになるわけで、改めて委員間論議のあり方について、委員間論議というか、市民ニーズの把握について限界はありますけれども、そういう委員長が努力をされていたかどうか、お聞かせをいただきたいと。

最後になりますけれども、やっぱり風連地区の共通券、恐らく皆さん、説明員の皆さんも利用者にとっては利用しやすかったと。しかし、行革の視点とのぶつかりの中でそれを名寄に、その金額をどうするかというやりとりがあったかどうかわかりませんが、名寄地区に仮に全施設に同じものを制度をどんと持ち込むというのはなかなか時間がかかるのでしょけれども、いろいろここで委員会の論議として知恵があってもよかったですし、せっかくいものを何らかの形で工夫をされる論議があつてしかるべきだったような気がいたしますけれども、非常に大事なポイントであったような気がいたしますので、また追加の幾つかの再質疑をさせていただきたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 東委員長。

○使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関わる審査特別委員長(東 千春議員) 今度は、質問いただいた順番にお答えしたいと思います。

先ほど賛成をされた委員の皆さんも100%ではなかったという答弁をいたしました。その雰囲気といたしましては、提案をされた当初はこれはやっぱりちょっとおもしろいのではないかなというふうな印象を受けた方が多かったのかなというふうに思っております。そうした中でだんだん、だんだん調べていくうちに、やっぱりこれは名寄では難しいのではないのかなというふうな雰囲気が生まれてきたのかなというふうな印象を受けております。

それと、今回の私の委員会の運営に関してですが、必ずしも100%だったとは思っておりません。反省すべき点もあろうかというふうに思いますけれども、今回ちょっと私なりに意識したことは、議会基本条例で委員間の討議、討論を重要視しようというふうなことが定められました。そういった中で、乱暴な考えを持っていたわけではなくて、議員間の討議、討論でどこまでできるのかなということを少しチャレンジしてみたいかがかなというふうな気持ちも若干ありました。会議の中での冒頭のあいさつなどの中でも、私そのようなことを申し上げさせていただいたことも記憶しております。議会基本条例に乗って、こういった討議、討論をこうやって真剣にするというのは今までになかったことかもしれないので、これが一つの今後の土台にもなっていくのかもしれないので、討議、討論をみんなで一生懸命やりましょうというごあいさつをさせていただいた中で会議を進めさせていただいたという経緯があります。しかしながら、結果として全会一致にまとめられなかったということは事実でございますので、それは率直に認めたいなというふうに思います。

600万円の利用方法ということなのですから、そう多くはなかったのですけれども、風連

地域のテニスコートのラバーがちょっと傷んでいるぞと。こういうのは、早急に直すべきではないのかとか、そういうふうな発言があったところでございます。

委員会として市民のニーズを把握すべきでないのかというふうな意見だったのですけれども、委員会がそういった懇談会を開くということは私は念頭にはございませんでした。というのは、これ議員の基本的なスタンスと私は思っているのですけれども、市民から多くの意見を聞いてくるというのは各議員がやるのが一番効率がいいのかなというふうに思っております。例えば市長部局でしたら、町内会連合会が行っている地区懇談会など、そういったことをやっておられますけれども、それは執行者が1人なわけなのです。我々は20人いるわけですので、基本的にできれば20人が10人ずつの話の聞いてきたら200人になるわけですし、そういったことが基本かなというふうに思いますので、メンバーの10人で1つの意見を聞いてようかなという発想は私にはございませんでした。

年間共通券を名寄を含めて考えたらどうだという質問がございましたけれども、これも委員間の中にもございました。全体を一つの共通券にするという考え方もあり、あるいはスポーツ施設だけ一つのくくりとして共通券をつくれないう意見もあり、社会福祉施設を一つの固まりとしてできないかという議論経過もあったところです。

以上です。

○議長(黒井 徹議員) 熊谷議員。

○13番(熊谷吉正議員) 質疑に撤しますから、この後終わりますけれども、1つだけ正確性を期する上で、私どもの会派の委員からの報告によると、いわゆる今回の改正に伴う収入増の関係については現行600万円という数字は間違いはないかどうか、収入増が幾らかという、これは説明員の皆さんにこれまで聞くことはできないので、ちょっと精査した上でお答えを。数字間違っていると

いけないと思いますので、確認をしたいと思いません。

最後ですけれども、東委員長ほか竹中副委員長ですから、それぞれ熱心に努力をいただいたことについては私どもも、そして私もベストを求めたというより新たな手法も取り入れて、敬意を表するのですが、そういう面では白か黒かの結論に、片方の結論だけにおさまったというのは非常に審議に市民の意見もしっかり入っていないなど、全体的に。そういう感じがしております、そういう判断に基づいてまた本会議の判断をさせていただきたいと思えます。

○議長(黒井 徹議員) 東委員長。

○使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関する審査特別委員長(東 千春議員) 私もそこら辺が力不足だったなということは考えております。そういった中で、委員間の議論の中でではどういことができるのか。論点の一つになっておりました料金の全体的統一の物の考え方、こういったことも担保されるような発言内容があるのであればどうなのだろうかというふうなこともありましたが、これは付託された案件の審議というのはその提案そのものがいいか悪いかを決することでありますので、附帯意見をつけることはなかなか難しいなということもあり、こういうふうな結論になったということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 暫時休憩します。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時37分

○議長(黒井 徹議員) 再開いたします。

東委員長。

○使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関する審査特別委員長(東 千春議員) 大変申しわけありません。600万円という数字は、現体育施設使用料総額の金額が平成20年度決算で600万円ということで、訂正をさせていただきたい

と思います。200万円の増額を見込むということでございます。福祉施設につきましては、具体的な数字は確認しておりません。

○議長(黒井 徹議員) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 以上で質疑を終結いたします。

正副委員長は自席にお戻りください。

次に、本件については日根野正敏議員から会議規則第99条第2項の規定により少数意見報告書が提出されています。

少数意見の報告を求めます。

日根野正敏議員。

○15番(日根野正敏議員) 議長の御指名をいただきましたので、平成23年第3回定例会付託議案第2号 使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について審査を行ってまいりました使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関わる審査特別委員会において、ただいま委員長報告どおりさまざまな議論がありながらも11月27日の第10回委員会で採決により原案どおり可決すべきものと結審がなされ、私の意見が多数を得られず破棄されたため、名寄市議会会議規則第99条に基づき少数意見の留保を行使させていただきます。

本条例制定案は、提案の説明にあったように平成19年2月に策定された名寄市行財政改革推進計画に基づき平成21年に名寄市行財政改革推進実施本部が設置され、同本部で検討が進められていた公共施設のあり方についての検討結果を踏まえ、受益と負担の適正化や公平性の原則から、風連地区で実施されております共通年間券の廃止、使用料が無料である施設の有料化、設置条例の整備統一を行うものであります。

都合10回にわたり開催されました特別委員会審査では、本条例の制定理由が行財政改革の視点のみとなっていることから、説明員との質疑、委

員間議論と活発な意見が出されましたが、最終的には私の意見が破棄され、採決により原案どおり可決すべきものが賛成5、反対4という僅差で結審となりました。

私がこの間特に特別委員会内で訴えてきたことは、1、今回の改正が同一の見直し基準に基づく対応ではないにもかかわらず、無料施設と風連地区における共通年間券の廃止、それに伴い影響を受ける施設への対応を行う第1段階としているが、基本議論のないまま場当たりの対応となっていること、2、名寄地区に依然として存在する無料施設についての改善議論に欠けていること、3、見直し基準の設定を当初は近い将来としながらもその後において5年スパン、3段階に変更するなど、基本姿勢が二転三転していること、共通年間券制度をすぐれた制度と評価しながらも、廃止ありきの議論を優先させ、施設の有効利用、有効活用、市民皆スポーツ、健康づくり等の視点による名寄地区への制度拡大議論に欠けていること、5、高校生の扱いが生徒の枠内であるにもかかわらず、施設によって扱いに差異があり、是正議論に欠けていること、6、行財政改革推進本部議論結果を優先しているため、少子高齢化の名寄にあって限られた施設を市民に有効利用してもらう議論に欠けていることなどであります。

議員各位には、名寄市の主権者たる市民の皆さんが厳しい自然環境の中にあっても楽しく生きがいを持って生活するため、有効に限られた施設を活用できる手法に思いを込めるとともに、私の意見をいま一度お考えいただきたくお願いを申し上げます、少数意見の報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、少数意見の報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

佐々木寿議員

○11番(佐々木 寿議員) 今報告がございましたけれども、1号議案、2号議案大体共通する

部分がございます。それで、今先ほど報告で基本議論がないまま、場当たりの対応という部分が出たが、それはどういうことなのか、ちょっとお知らせをいただきたい。

それと、有効利用活用の議論、これは有効利用というのはどういうふうなお考えなのか、このことについて。

○議長(黒井 徹議員) 日根野議員。

○15番(日根野正敏議員) 佐々木議員から質問がございましたけれども、そのような関係についても委員会内で議論をしてきておりますけれども、先ほど少数意見の留保ということではございまして、私の主張が通らなかったということでございまして、そういった議論も探っていく必要もあったのかなというふうにも考えてもございまして、この少数意見の留保が私の意見のすべてでございまして、6項目への理解をいただきたいというふうに思います。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木議員。

○11番(佐々木 寿議員) 何か私は、議論は十分に尽くされたと思っているのですが、この有効利用というのは例えば今まで使っていたところはない。それだから、ここを使うのだと。あるいは、料金を払えばだれでも使える。どこでも使えると、同じように。これが本当の有効利用の考え方ではないのかなと思っているのです。したがって、この有効利用が共通券で、先ほど共通券のことも言いましたので、共通券のことは後で言いますが、有効利用の考え方というのはそういうものではないかなと思っているのですけれども、ただであればどこでも使えるという問題ではないと思うのです。

それから、もう一つは、共通券のことですけれども、公平性という立場から考えると、あなたはこういうふうな考え方を持っているのでしょうか。

○議長(黒井 徹議員) 日根野議員。

○15番(日根野正敏議員) 公平性については、先ほど述べたように公平性は私も大事だというふ

うに思っています。しかしながら、公平性にたどり着くまでに、私が先ほど言った6項目についてはこの部分を除いて公平性はないと。ただ、数字合わせの公平性ではだめだということで今回の意見でございまして。

それから、有効利用についても同じ考えで、有効利用するに当たっては、当然有効利用していただきたいというのが私の願いでございましてけれども、それらについてもその前段に私の少数意見が礎となった上での有効利用だというふうに考えていますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長(黒井 徹議員) ほかに質疑はございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 以上で質疑を終結いたします。

日根野正敏議員は自席にお戻りください。

これより平成23年第3回定例会付託議案第2号について討論の通告を受けていますので、討論を行います。

本日の討論については、各議員の発言は会議規則第57条の規定によりそれぞれ5分以内とします。

初めに、本案に賛成の発言を許します。

山田典幸議員。

○5番(山田典幸議員) ただいま議長よりお許しをいただきましたので、平成23年第3回定例会付託議案第2号 使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、条例案に賛成する立場から発言をさせていただきますと思います。

今回の条例案は、行財政改革推進実施本部における公共施設のあり方についての議論を踏まえ、受益と負担の適正化による健全な財政運営と市民生活の向上を図ることを目的とすると同時に、名寄地区、風連地区の施設使用料の格差の是正を図るため、料金の見直し、区分変更等を行い、負担の公平性を確保し、新名寄市としての統一感、一

体感の醸成を図るという目的のもとに制定しようとするものであります。行財政改革の取り組みは、できるだけ速やかに、かつ着実に進めなければなりません。合併後5年を経た今もさまざまな地域的な課題の解決に時間がかかっている状況に配慮し、今回は激変緩和対策も講じて段階的に対応するとして、将来の公共料金統一の第1段階として料金区分の見直し、受益の適正及び公平な負担において地域間の大きな格差を解消するため、無料施設の有料化と風連地区の年間共通券の廃止に至ったものと認識をしているところであります。

年間共通券の廃止については、制度的にはすぐれたものと評価した上で、利用者の現状と実態、料金の適正性、指定管理者制度導入による今後の施設管理運営への影響、利用者と非利用者の公平性、また名寄地区へ制度を拡大した場合の利用者負担の増大など、さまざまな要素から検証し、判断をしたものであり、決して廃止ありきの議論を優先させたものではないと認めるものであります。また、今回の改正において青少年及び一般利用者の利便性を確保するものとして、スポーツセンターを含め、B&G体育館等6カ月定期券を設けており、また福祉会館等においては老人クラブの利用は免除とするなど、青少年及び高齢者に対しての各種補助、減免規定ともあわせた対応になっていることから、本条例案は青少年健全育成、高齢者の福祉の施策、市民皆スポーツ、健康づくり、施設の有効活用等の考え方と整合性はきちんと保たれていると理解するものであります。また、青少年及び高齢者もスポーツセンターやパークゴルフ場など多くの有料施設を利用している実態からも、無料施設の有料化と年間共通券の廃止が青少年や高齢者を初めとする市民の活動意欲や施設の有効活用に直接的に影響を及ぼすとは考えにくいことから、本条例案のもとでは利用者負担の公平性という観点を優先させるべきと考えます。当然ながら、本市において既存施設の有効活用、市民皆スポーツを目指した健康都市づくり、青少年健

全育成、高齢者福祉の充実等は重要な課題であることは疑うべくもありません。しかし、今回においては受益の適正化及び負担の公平性を確立させていくこと、そして新名寄市のあらゆる面での一体感の醸成を図っていくことを優先課題とし、その上でそれぞれの重要な施策をどう推進し、市民生活の向上に結びつけていくかを考えていくべきではないでしょうか。

最後に、合併特例区は間もなく終了いたしますが、本当の意味での新名寄市になるよう、今後も両地区におけるさまざまな課題の解消に向けて、住民理解の醸成を図りながら、しっかりと行政対応を行っていくよう議会の立場からも求めていくことを申し上げ、本条例案に賛成する意思を表明し、市政クラブを代表しての討論といたします。

○議長(黒井 徹議員) 次に、本案に反対の発言を許します。

奥村英俊議員。

○2番(奥村英俊議員) 議長に御指名をいただきましたので、平成23年第3回定例会付託議案第2号 使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、市民連合・凜風会を代表し、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

本条例制定の審査は、まさに異例続きでありました。執行側の提案説明が当初は行財政改革推進実施本部において平成20年度から公共施設のあり方、社会教育施設及び体育施設の有料化などについて議論を進め、考え方を整理したのが前提でありましたが、その後同一の見直し基準に基づく対応ではなく、無料施設と風連地区で実施されている共通年間券廃止に伴い、影響を受ける対応にとどめているとし、最終整理に至っていないことが明らかになってきました。その後執行側は、今回は無料施設と年間共通券廃止に伴い、影響を受ける施設への対応にとどめる。すべての公共施設における同一の見直し基準に基づく対応とはなっ

ていない。近い将来新市として新たな基準を設け、真の受益と負担の適正化が図られる必要が確認されており、今後の課題としますと近い将来に出す基準の第1段階の条例案であったことが示されました。しかし、この近い将来とは5年スパンの3段階というまた新たな考えが示されるなど、提案説明が二転三転する状況でありました。これは、まさに基本的な考え方が執行側でも結論を得ていないにもかかわらず、年間共通券の廃止、料金区分の統一などを優先した結果であり、到底理解できないものであります。

さらに、旧風連地区では住民の利便性に配慮し、議員提案で取り入れた年間共通券制度について、佐々木総務部長はこの説明の中でもすぐれた制度だったという、そういう認識を示しましたが、このすぐれた制度を名寄地区に拡大して施設の有効利用を図る見地には立たず、行財政改革を優先した考えに立っています。高校生の扱いにおいても、教育委員会では小学生は児童、中学生及び高校生は生徒、短大生及び大学生等は学生という認識を持ちながらも、施設によって差異を設け、統一した基準がないことについても理解ができません。名寄市の人口は、依然として減少傾向にあります。しかし、厳しい自然環境下にあってもこの地で生活しようとしている市民の皆さんが公共施設を有効に活用し、日々の生活を楽しめることを目指すのも大きな行政の役割でありますし、公共施設を目指す姿ではないでしょうか。その意味で言えば、統一的な基準なしの今回の条例案は、行財政改革という視点のみで市民生活の向上という見地を無視した改正と言わざるを得ません。さきに実施したまちづくり懇談会で市長は、名寄市の財政が好転している状況を説明していました。

(仮称)複合交通センターや市民ホールなどの建設についても打ち出しましたが、その一方で市民の皆さんがみずから健康づくりや地域づくりなどに努めるために活用する公共施設については厳しい財政状況を背景に見直す、これでは真に市民の

皆さんの理解が得られないのではないのでしょうか。

議員各位においては、市民の和を醸成するという取り組みを支援する見地で、本条例をいま一度考えていただきたいことを求め、市民連合・凜風会を代表しての反対討論とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(黒井 徹議員) 次に、本案に賛成の発言を許します。

高橋伸典議員。

○10番(高橋伸典議員) 付託議案第2号 使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定において、会派公明として賛成の討論を行わせていただきます。

平成21年度行財政改革推進実施本部では、名寄地区の学校開放及びプール等の無料施設の有料化、風連の年間共通券の廃止があります。年間共通券は、体育施設、社会教育施設、福祉施設が1,000円から1,200円という格安料金で全施設を使用できることであります。人口約3万6,000人、風連地区は4,572人のうち、共通券の利用者は639人です。風連地区の人口比13.9%、名寄全区においては2%です。利用する方々や利用しない方々の不公平感が増大しております。5年が経過した今、心の合併を進めてきた中で名寄地区、風連地区の算定方法の大きな違いがあり、その違いを受益の適正化と公平な負担の大きな差を是正するため、また料金を適正化するために必要な条例制定と私は考えております。

また、サンシャインホール等を初めとする施設の各条例の中には、市長、教育委員会が規則で定めることがあるとき、使用料を減免し、また免除することができる。2つに、市及び教育委員会が主催する及び共催する行事、学校事業での使用やスポーツ少年団体が定期的に活動やその他の教育委員会が公益上必要と認めた場合、免除できるだとか、また児童生徒の健全育成の活動団体として教育委員会が認めた場合、またスポーツセンター、

B & G 海洋センター、農村環境改善センターの年間共通券のときに格安で使用していた小学校、中学校の少年団、スポーツクラブに配慮した6カ月券、定期券の2割削減、社会教育関係団体、学校教育関係団体及び社会福祉関係団体の5割減免、老人クラブ利用にかかわる減免や無形文化財の活動にかかわる減免とされております。これは、各団体に今回の使用料見直し等の関係条例で説明された折、その中で検討要望事項の1つに年金生活者の利用料を減免を考慮してもらえないか、2つには少年団は学校開放等無料だが、中略、減免とはならないのか、3つには野球少年団、テニスの部活動など、中略、少年団、部活動扱いにはならないのか、4つには老人クラブ利用にかかわる減免はどうか、5つには無形文化財の風連獅子舞の活動の減免にはならないなどの地域、団体からの検討要望事項の減免額を行い、減免緩和策も行われております。名寄スポーツセンターは、教育施設の会合等も団体、協議会で使用日を決め、夜間を初め、夜間はほとんど会場が使用されております。施設の有効活用や市民皆スポーツや健康づくりは進められていると思っております。風連地区では、風連バドミントン愛好会、中央ミニバレーボール愛好会が別の会場を使って使用しているだけです。重複して使用しているだけです。そのほか風連中学校のクラブ活動とトランポリン、サッカー少年団、スポーツクラブポポの減免措置を行われており、その他の団体は成人のバレーボール等の団体であります。風連地区の年間共通券は、全施設が利用可能というのは不公平があるのではないのでしょうか。名寄ピヤシリスキー場のシーズン券は2万円もします。規模は違いますが、風連スキー場の使用をして、その他の施設を使用できるというのも市民が納得されるのでしょうか。年間券は、各施設ごとにやるのが本当ではないのでしょうか。今回の条例では、名寄、風連の算定基準の改定、無料施設の有料化、地域間の是正を図るためのものであるということは言うまでもあり

ません。名寄と風連の心の合併を進めるための第一歩ではないのでしょうか。その意味でもこの定例会付託議案の使用料見直しに賛成討論を行わせていただきました。

以上です。

○議長(黒井 徹議員) 次に、本案に反対の発言を許します。

川村幸栄議員。

○1番(川村幸栄議員) 平成23年第3回定例会付託議案第2号 使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、反対の立場で発言をいたします。

風連地区の年間共通券の利用によって、名寄地区、風連地区の施設使用料に大きな違いがあります。これに対する考えとして示されたのは、平成21年度行財政改革推進実施本部において、施設使用料の算定基準を統一する必要があるが、どちらかの地区に合わせるのではなく、今後新名寄市として新たな算定基準を設定し、対応すべきものとされたと言い、そうした作業の以前に合併後5年を経てもいまだ解決を見ていない事項も多く、今後さらに時間がかかっても市民理解の醸成を図り、作業の進捗を図ることが求められていると説明しています。加えて今後行財政改革推進計画後期において、新市としての料金算出基準の検討を進め、各利用目的に沿った料金体系の統一を図っています。にもかかわらず、行財政改革の取り組みはできるだけ速やかに、また着実に前進させなければならないとし、受益の適正及び公平な負担において大きな差があるものの、是正を図ることとし、風連地区の年間共通券の廃止に取り組むとしていますが、説明とはそごがあり、納得できるものではありません。

また、年間共通券の利便性については、定期券の発行によって利便性を高めたとの説明でしたけれども、年間共通券の制度をすぐれたものとして評価しているのであれば、この制度の利点を生かしたものでなければこれまで利用してこられた風

連地区の方々の理解は得られないのではありませんか。さらに、高校生の扱いについても施設によって差異があるなど、納得ができません。行財政改革推進優先のもとで、市民の利便性、施設の有効利用の視点が弱く、市民への負担を課すことが先行されるのでは市民理解を得られるものではありません。よって、使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について反対の意思を申し上げて、発言を終わります。

○議長(黒井 徹議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 以上で討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件の採決は起立によって行います。

平成23年第3回定例会付託議案第2号に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(黒井 徹議員) 起立多数です。

よって、平成23年第3回定例会付託議案第2号は原案のとおり可決されました。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時12分

再開 午後 1時00分

○議長(黒井 徹議員) 再開いたします。

日程第4 これより行政報告を行います。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 本日、平成23年第4回定例会の開会にあたり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

はじめに

本年度の文化賞等、各種表彰について申し上げます。

11月3日の文化の日に、名寄市文化賞条例に基づき、富永紀治さんに文化賞を授与いたしまし

た。

「産業部門(商工業振興)」で受賞された富永さんは、昭和47年に風連商工会の理事に就任して以来、平成11年から副会長、平成15年から会長として、長年にわたり商工業の振興発展に貢献するとともに、旧風連町及び新名寄市における総合計画をはじめ、各種まちづくり計画の策定に積極的に参画するなど、地域の活性化に中心的な役割を果たされました。

特に、風連市街地中心部の再開発事業においては、平成16年に官民で出資し設立したTMO組織「株式会社ふうれん」の代表取締役役に就任され、地域振興への情熱や強い指導力で事業を施行し、本年7月の完工式を迎えるに至りました。この市街地再開発事業は、全国で最も人口の少ない地方都市におけるモデル事例として、各方面から高く評価され、全国的にも注目されています。

このように、商工会活動や再開発事業をとおり、本市の商工業の振興に多大なる功績を残され、合併後では風連地区から初の受賞となりました。

名寄市表彰条例に基づく各表彰については、自治、社会福祉、産業経済、労働、住民運動実践の各分野において、市勢の発展に寄与された20個人の皆様に功労表彰を、多額の寄附によりお力添えをいただいた11個人、16団体に善行表彰をお贈りいたしました。

受賞された皆様には、今後とも本市の発展に御尽力を賜りますとともに、より一層の御活躍と御健勝をお祈り申し上げます。

次に、まちづくり懇談会について申し上げます。

市民との協働のまちづくりを推進するため、町内会連合会と連携し、10月25日から11月10日まで名寄地区、風連地区合わせて10会場でまちづくり懇談会を開催しました。

総合計画後期基本計画(案)をはじめ、市政に対する意見・提言など、市民の皆様と意見交換を行いました。

次に、男女共同参画について申し上げます。

男女共同参画社会の形成に向け、市広報やホームページを活用した意識啓発など、名寄市男女共同参画推進計画に基づき事業を推進しており、11月5日には市民文化センターにおいて、小学生と男性保護者を対象とした「子育てパパとスイーツ教室」を開催し、5組12人がピザ作りにチャレンジしました。

次に、ふるさと会交流事業について申し上げます。

東京なよろ会の総会が10月22日、東京都内のホテルにおいて会員約80人が出席して開催され、杉並区の田中良区長や映画「星守る犬」のラインプロデューサーで名寄ふるさと大使の竹山昌利さんも参加されるなど、故郷なよろを話題に盛会のうちに終了しました。

総会では、スキーツアーなどの事業計画が承認されたほか、交流会では、スキーツアーの委員長であり、新副会長に就任された中原忠夫さんを「名寄ふるさと大使」に委嘱させていただきました。

次に、山形県鶴岡市藤島との交流事業について申し上げます。

名寄・藤島交流友の会会員をはじめ、姉妹都市提携時の市長であります桜庭康喜さんなど11人の訪問団が、10月30日開催の「ふじしま秋まつり」に合わせて、鶴岡市藤島を訪れました。

私も同行して初めて訪問させていただきましたが、母村藤島の歴史と文化を肌で感じるとともに、小鷹栄一元町長ともお会いし、諸先輩が築いた礎が、今日の両市の発展に寄与していることを強く実感した次第であり、更なる交流の発展に期待を寄せるものであります。

次に、東京都杉並区との交流事業について申し上げます。

10月29日に杉並区で開催された「阿佐谷ジャズストリート2011」に、本市から「近江利佳トリオ」が特別出演しました。杉並区の交流都市である青梅市在住のバイオリニストREINA

さんとのジョイント演奏など、音楽を通じた交流とPRが図られました。

次に、定住自立圏構想について申し上げます。

本年3月の中心市宣言以降、北・北海道中央圏の形成に向けて、関係自治体間の協議を重ねてきたところであり、9月には圏域を構成する13市町村の議会において、それぞれ定住自立圏形成協定の締結について議決をいただきました。

また、9月30日には関係首長及び議長をはじめ上川総合振興局長にも御臨席をいただき、「北・北海道中央圏定住自立圏形成協定合同調印式」を執り行い、新たな圏域における連携・協力を確認したところです。

次に、新名寄市総合計画後期計画について申し上げます。

本年2月に市民65人で構成する総合計画策定審議会を設置し、延べ29回にも及ぶ熱心な御審議をいただき、先の10月20日に総合計画策定審議会々長から答申を受けたところであります。

また、10月24日には議員協議会において市の案を説明し、25日から11月24日までのパブリック・コメントを経て作成した新名寄市総合計画後期基本計画(案)を今定例会に提案いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

次に、なよろ健康まつりについて申し上げます。

第24回を迎えた「なよろ健康まつり」は9月24日、「みんなで広げよう健康の輪」をテーマに、名寄市立大学など各団体と協働して総合福祉センターで開催しました。

動脈硬化検査、体内健康測定、骨密度測定、歯の健康コーナーなどに400人の市民が集まり、健康チェックを通じて生活習慣の見直しや健康への意識を高めていただきました。

また、名寄市保健推進委員が中心となり震災復興支援のチャリティーバザーに取り組みられ、収益金は被災地の南相馬市へ届けられました。

次に、病院事業について申し上げます。

本年度、4月から9月までの上半期における患者取扱い状況は、入院患者数が延べ5万658人で前年に比べ4,671人の減少となり、外来の取扱い患者数でも、延べ11万906人と前年比9,684人の減少となっています。

医業収支の状況は、医業収益が31億6,524万1千円となり、前年同期に比べ94.2パーセント、金額で1億9,389万1千円の減となりました。主な内訳では、入院収益で1億8,466万円の減、外来収益で2,889万5千円の減となっています。

また、医業費用は35億2,119万7千円で前年同期に比べ102.2パーセント、金額で7,650万7千円の増となりました。主な内訳では、給与費は前年比の102.4パーセント、金額で5,120万円の増、薬品費・診療材料費などの材料費は、前年比97.0パーセント、金額で2,446万6千円の減となりました。

この結果、上半期の医業収支は、差し引き3億5,595万6千円の損失を計上しました。

患者数、医業収支ともに前年比で減少しており、消化器内科の影響と思われます。

患者数の減少により厳しい状況は続きますが、本年4月から常勤医の配置が復活した呼吸器内科及び新設された糖尿病・代謝内科により、新たな医療ニーズにも対応しているところであります。

今後も、スタッフの確保に努めるとともに収支の改善を図り、経営の健全化に向け、より一層努力してまいります。

次に、名寄東病院の本年度上半期の経営状況について申し上げます。

患者数は、入院で延べ1万8,161人、前年同期に比べ574人の減少となり、外来では延べ1,553人、前年比116人の減少となりました。

収支面では、事業収益が3億280万円となり、前年同期に比べ約863万円の増収となっています。

事業費用は2億9,701万円で、前年比124

万円の増加となり、差し引き約579万円の医業利益が計上されたところです。

次に、高齢者の福祉施策について申し上げます。

9月1日に特別養護老人ホーム清峰園と風連特別養護老人ホームしらかばハイツにおいて、市と東地区地域連絡協議会及び風連北栄町内会との間において「災害時における避難援助の協力に関する協定」を締結しました。

この協定により、施設利用者の避難援助を行うための迅速かつ円滑な対応が図られることとなりました。

平成23年度「長寿を祝う会」を9月17日に開催しました。

本年度は、出席者の増加に対応するため、会場を市民文化センターに変更し、長年にわたり本市の発展に御尽力いただいた107歳の最高齢者から白寿、米寿を迎えられた197人の方々をお招きして、お祝いを申し上げ、記念品を贈呈いたしました。

また、75歳以上の方を対象に町内会など74団体が開催した「敬老会」では、4,871人の方々が祝福されています。

次に、廃棄物対策について申し上げます。

10月に北海道から「東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入検討状況調査」がありました。本市では、放射能汚染が無いことを条件に、最大2,000トンの不燃ごみ受入が可能と報告したところです。

現在、国、北海道においては、災害廃棄物に関する安全基準や搬送、埋立などの広域処理にあたって想定される様々な問題に対する指針は示しておらず、今後、国、北海道から受入要請があった場合には、災害廃棄物の安全性、農畜産物への風評被害の有無など、慎重に対応してまいります。さらには、搬送における通過圏や近隣自治体への対応、議会、市民への説明と理解など、様々な課題が解決をされなければ受入は困難と判断しています。

次に、消防事業について申し上げます。

10月末現在の災害出動状況については、火災件数が7件で前年同期比4件の減となりましたが、火災による死傷者は、残念ながら焼死者2人、負傷者2人となっています。

救急出動件数は、931件で前年同期比69件の増となりました。

本年度実施事業については、緊急消防援助隊設備整備費補助金により、高規格救急車への更新に着手しており、1月中旬の納車を予定しています。

防火対策については、10月15日から31日まで「秋の全道火災予防運動」を展開しました。市内量販店における火災予防、住宅用火災警報器のPR及び防災グッズの展示、ハイヤー会社の協力による広報ポスター等の掲示など、住宅用火災警報器の普及、防火対策の啓発などを実施しました。

次に、防災対策について申し上げます。

本年度の防災訓練は、10月27日に参加人員200人で行いました。

訓練内容は、風連庁舎にサブ本部を設置し市職員の指揮所訓練を実施した後、風連地区の8町内会に避難勧告を伝達して避難訓練を開始するとともに、陸上自衛隊第3普通科連隊による災害時要援護者の搬送訓練、旭川開発建設部名寄河川事務所による災害対策車両の展示、名寄警察署と名寄市交通安全指導員会による避難誘導訓練、名寄消防署と風連消防団による改良積み土のう工法訓練、風連建設業協会と名寄市災害救助活動協力会による大型土のう設置訓練、NPO法人天塩川リバーネット21風連支部による河川巡視訓練及び株式会社エフエムなよろの緊急割込み訓練等を風連農村環境改善センターと風連B&G海洋センターを主会場に実施しました。

また、旭川開発建設部名寄河川事務所と市の共催で「天塩川上流水防研修会」を行い、室蘭工業大学名誉教授の藤間聡氏の講演の後、町内会が参加しての図上訓練を実施し、地域での防災意識を

高めていただきました。

次に、住宅の整備について申し上げます。

北斗・新北斗団地建替事業については、新北斗団地は、コンクリートブロック造平屋建て2棟8戸の全面改善工事が10月末で完成しました。北斗団地は、昨年着工した鉄筋コンクリート造2階建て1棟12戸の建設工事が10月末で完成し、本年度発注分の鉄筋コンクリート造2階建て1棟10戸の建設工事は、9月に着手し、11月末現在の進捗率は約8%となっています。

また、新北斗団地2棟8戸、北斗団地4棟16戸の解体工事については、住み替え住宅等への転居終了後、年内の発注を予定しています。

改善事業については、2カ年計画で実施する瑞生団地の水洗化及び生活雑排水整備工事の本年度分の工事が10月上旬に完了しました。

次に、公園整備について申し上げます。

都市公園の長寿命化修繕計画に基づく大学公園施設整備工事については、10月に複合遊具施設の更新を終えています。

市立天文台の駐車場整備については、11月下旬に造成工事が完了し、北海道施工分と合せて乗用車43台及び大型車3台分の駐車場と大型バスの転回路が供用されています。なお、舗装工事については来年度の施工を予定しています。

次に、水道事業について申し上げます。

安定した給水を確保するための配水管網整備工事については、道道旭・名寄線ほか4路線、延長1,212メートルが完了しています。

老朽管更新工事については、16線道路ほか9路線、4,028メートルの更新が完了し、現在は徳田橋、北7丁目通ほか2路線、延長628メートルの整備を進めているところです。

また、計量法に基づく水道量水器取替工事については、対象量水器1,685台の取り替えを概ね完了しています。

次に、下水道事業について申し上げます。

風連瑞生団地管渠埋設工事、延長172メート

ルは工事が完了しています。

老朽化した設備の改修工事については、名寄下水終末処理場の自家発電機設備更新工事が施工中で、3月上旬の完成に向けて順調に進捗しています。

個別排水処理施設整備事業については、8基の合併浄化槽が供用開始され、現在、5基の整備を進めているところです。

次に、道路整備について申し上げます。

郊外幹線道路の整備では19線道路を、市街地生活道路の整備では北1丁目通ほか4路線、延長846メートルの工事が完了しています。また、現在施工中の豊栄西10条仲通ほか1路線の改良舗装工事を12月中旬に、緑丘通舗装工事は来年1月上旬に、それぞれ完成を予定しています。

次に、農業・農村行政について申し上げます。

主要農作物の農作業及び生育状況については、7月中旬以降の天候回復により、当初の遅れを取り戻したものの、9月の降雨により水稻、畑作では作業が競合し、収穫作業が遅れる状況となりました。水稻については、収穫作業の終了が10月6日となり、平年に比べてもち米で6日、うるち米で7日遅くなりました。

10月15日現在で公表された農林水産省の作況指数は、全国で101、北海道で105、上川では107となりました。本市の11月18日現在の出荷状況については、もち米25万1,932俵、うるち米1万9,568俵、合計27万1,500俵で概ね92パーセントの出荷率となり、一等米比率は99パーセントで、品質・収量ともに昨年を上回る状況です。

畑作については、春先の定植の遅れと9月からの多雨の影響が全体的に見られ、作況についてはばれいしょ、豆類が「やや不良」、小麦、てんさいは「不良」、野菜ではかぼちゃ、スイートコーンが「やや不良」、玉ねぎは「不良」となっています。

次に、米政策について申し上げます。

本年度の米の生産数量目標は、もち米が対前年比1.8パーセント減の1万2,165トン、うるち米は6.4パーセント減の1,557トン、合計で2.3パーセント減の1万3,722トンの配分となっています。また、加工用米を含めた水稻作付面積は、対前年比0.4パーセント増の3,339ヘクタール、水稻作付耕作者は、15戸減の399戸となりました。

本年度の戸別所得補償制度については、米戸別所得補償事業では対象農家396戸、対象水田2,663ヘクタールで、交付額は3億9,951万円となっています。転作部分では対象面積2,809ヘクタール、対象農家698戸で、交付金については、麦・大豆・飼料作物などの国の戦略作物を対象とする水田活用の所得補償事業が5億7,302万円、野菜類など地域特性を活かした作物を対象とする産地資金が3億7,154万円となっています。これに加算措置として、耕畜連携加算が2件、52アールで71万円、緑肥輪作加算が10件、949アールで94万円をそれぞれ見込み、交付額合計では13億4,572万円を予定しています。なお、現在、年内の支払いに向けて交付事務を進めているところです。

また、北海道が設定する畑地産地資金については、てん菜、でん粉原料用ばれいしょのうち、砂糖・でん粉工場に出荷された数量と作付面積に応じて交付される制度であり116戸、189ヘクタールの対象を見込み、年明けの交付を予定しています。

本年度から実施される畑作物戸別所得補償交付金については、既に営農継続払い2億1,190万円が交付されており、今後は、数量払い3億7,300万円の交付を見込んでいます。同様に本年度から制度移行された環境保全型農業直接支援対策については3件、15ヘクタールで61万円の交付を見込んでおります。

農地利用集積円滑化団体を通じて農地を賃貸した場合に、国から補助が受けられる規模拡大加算

については、これまでに4件、14ヘクタールの申請があり、290万円の交付となりました。

次に、「中山間地域等直接支払制度」及び「農地・水保全管理支払交付金」について申し上げます。

中山間地域等直接支払制度については、現在、平成26年度までの3期目対策に取り組んでいます。協定農用地における耕作放棄地の発生を防止し、持続的な農業生産活動を図るために、名寄地域集落3,207万円、風連集落6,319万円の交付を見込んでいます。

農地・水保全管理支払交付金については、本年度9地区で1億6,476万円が予定されており、既に1億3,181万円が地域活動組織に交付され、農地や農業施設の保全活動などが取り組まれています。また、本年度新設された、用水路などの施設の補修・更新を支援する向上活動支援交付金については、8地区が採択されており、現在、5地区の追加採択を要望しているところです。

次に、有害鳥獣対策について申し上げます。

本年度のエゾシカ駆除については、10月22日まで実施して329頭を駆除したところです。

エゾシカの残滓を処理する焼却処理施設については、地域の代表者とともに、本市の計画と同規模の施設を有する北海道留萌家畜保健衛生所を視察して、理解を深めていただいたところです。

今後も施設に対する住民の理解を促進させ、着工に向けて取り組んでまいります。

また、本年度は、全道各地でヒグマの出没が報告されており、本市でも昨年の14件を大きく上回る28件の出没情報が寄せられています。

出没情報への対応については、警戒看板を設置し注意を喚起するとともに、集落に近い場合には住民、町内会などへ警戒情報をお知らせしています。また、農作物被害や人家周辺など特に危険な場合には、パトロールや箱罟を設置して人的被害の防止を図っています。

今後とも広報活動に努め、関係機関・団体と協

力し対応してまいります。

次に、畜産振興について申し上げます。

公共牧野については、名寄市営牧野では、5月27日から10月22日までの148日間に延べ3万947頭を、母子里地区共同牧場では、6月3日から10月24日までの143日間に延べ1万327頭を、市内の酪農家22戸から受精対象牛を主体に受け入れました。

適正な飼養管理により高い受胎率を実現し、個体の資質向上を図っています。

次に、「環太平洋経済連携協定(TPP)」について申し上げます。

野田首相は、アジア太平洋経済協力会議(APEC)首脳会議の場において、交渉参加に向けて関係国と協議に入ることを表明しました。農林業をはじめ地域経済や国民生活に大きな影響を及ぼす問題であることから、今後も関係団体と協力して、対応してまいります。

次に、林業事業について申し上げます。

国が平成21年12月に公表した、10年後の木材自給率50%以上を目指すべき姿とする「森林・林業再生プラン」を踏まえ、本年4月に「森林法」が改正されました。これに伴い、名寄市森林整備計画の見直しが必要とされ、本年9月に専門家による検討作業チームを編成し、現在、見直し作業を進めているところです。

新計画では、新たなゾーニングの設定、作業道の路網の整備強化、森林施業の集約的推進、実行管理を新たな柱に、1月までに素案を作成し、3月の決定を予定しています。

次に、商工業について申し上げます。

融資関係では、10月末現在、市融資制度の経営資金については、増加傾向で推移しており、融資残高は前年同期比132.2パーセントとなっています。また、設備資金については件数、金額ともに減少しています。年末融資に備え商工会議所、中小企業相談所、金融機関とも協議を行い、融資枠の確保など対応してまいります。

次に、プレミアム付「なよろ地域商品券」の利用結果について報告します。名寄商工会議所によると、本年3月25日に1万セットを販売し、9月20日の利用期限までに回収率は99.6パーセントに達しています。また、地域商品券が利用された引換店舗率は52.0パーセントで、大型店の利用割合が65.1パーセントとなっており、地元での消費拡大に貢献したものの、大型店での利用が多数を占める結果となりました。

次に、物産振興事業について申し上げます。

道北圏では、昨年に引き続き「北の恵み食べマルシェ2011」が9月17日から19日の3日間、旭川市平和通買物公園を中心に開催され、本市からは物産振興協会が中心となり出店しました。連日、多くの来場者で賑わう中、地元出店業者が用意した物産も好評を得たところです。また、10月8日、9日の2日間、道北観光連盟に加盟する9自治体が連携して、道の駅絵本の里けんぶちで「一品ぐるめ市」を開催し、道北地域の特産品のPR・販売を行いました。

札幌圏では、9月22日から26日まで開催された「さっぽろオータムフェスト2011」及び10月29日、30日に新札幌サンピアザで開催された「もち米の里名寄市特産フェア」において、それぞれ地元特産品の販売と観光PRを行いました。

首都圏では、9月30日から10月2日まで「北海道フェア in 代々木」が開催され、東京なよろ会や杉並区職員の応援を得て、地元農産加工品や映画「星守る犬」の記念グッズなどの販売を行いました。また、10月9日、10日の「中野にぎわいフェスタ」、10月28日、29日の「阿佐谷ジャズストリート2011」には、名寄商工会議所青年部及び市内農業者が参加して、農産物などの販売・PRを行うとともに、当地では古くから家庭食として浸透している「煮込みジンギスカン」の御当地グルメとしての可能性を探るため、アンケート調査を実施しました。

昨年10月に株式会社協働すぎなみが、杉並区内に開設したアンテナショップ「ふるさと交流市場」では、本市の都市交流実行委員会が窓口となり「都市と農村との共生」の一環として地場産野菜などの注文販売に取り組んでおり、今後も連携して特産品のPR、都市と農村の共生に努めてまいります。

次に、労働関係について申し上げます。

ハローワーク名寄管内における9月末の月間有効求人倍率は0.62倍で、前年同月比0.02ポイントの減となっています。

新規高等学校卒業予定者の求人、求職、就職の状況については、管内就職希望者69人、管内求人数は79人で前年同月に比べ18人、18.6ポイントの減となっていますが、就職希望者数を上回っています。就職内定率は18.7パーセントで前年同月比3.3ポイントの減となり、なかには10月時点での就職内定率が、前年同月比で半分程度に落ち込む事例や都市から地方への流入など、就職競争に拍車を掛けている現状にあることから、今後も関係機関・団体と連携して求人要請、求人開拓などに取り組んでまいります。

次に、観光振興について申し上げます。

映画「星守る犬」が契機となり上川総合振興局、JTB北海道、ソニー企業株式会社との共同開催による「銀座フラワー・レターズ」第3便として、「北海道名産元気いっぱいひまわりが銀座に登場」と題した本市単独のPRイベントを、9月3日から11日までの9日間、東京銀座のソニービルで開催しました。

イベント期間中は数多くの方々に御来場いただき、元気に咲きほこる名産産ひまわりに感動の声が聞かれました。また、テレビ、新聞等をはじめ多数のマスコミに取り上げられるなど注目度は高く、ソニー企業株式会社では69件、約4275万円相当の宣伝効果と試算されるなど、首都圏への効果的なPR機会となりました。

なお、イベント開催にあたり、ひまわり栽培に

御協力いただいた杉並区の皆様、また、ひまわり約600本を銀座に送り届けていただいた市内農業者の皆様に、感謝を申し上げる次第です。

道の駅「もち米の里なよろ」については、東日本大震災や高速道路の無料化社会実験の終了などの影響により、9月末までの上半期における入込客数は26万3,935人、対前年度比1万2,927人の減となりましたが、今後も地元特産品などの販売により、多くの皆様に立ち寄っていただけるよう努力してまいります。

ふうれん望湖台センターハウスについては、平成24年3月末で閉鎖をする判断をさせていただきましたが、代替となるサンピラー温泉への交通誘導や老人クラブの例会場の対応については、現在、地域町内会や老人クラブと相談させていただいており、4月以降の具体的対策を講じてまいります。

名寄ピヤシリスキー場については、本格的なスキーシーズンを迎えるにあたり、12月10日のオープンに向け準備を進めており、11月28日には安全祈願祭が執り行われ、シーズン中における安全と無事故を願ったところです。

次に、仮称「名寄市観光振興計画」について申し上げます。

現在、名寄市観光振興計画策定市民懇話会を設置して、策定作業を進めており、各種実証試験やアンケート調査などをもとに、観光振興の課題や方向性などを整理し、名寄市総合計画における観光分野のアクションプランとして、本市の観光の歩むべき方向を示すこととしています。

このことから、10月1日から2日に地域の資源を歩きながら楽しんでいただく「愛犬家と歩く名寄フットパスモニターツアー」、道の駅に寄ったドライブ観光客を中心市街地の消費拡大に結び付ける「なよろワクワクドライブモニター」の二つの実証試験を行いました。また、道外でのイベント実施にあたっては、PR・販売に併せてアンケートを実施し、道外から見た本市の現状につい

ても調査を行ったところです。

今後、これらのデータを基に具体的な方向付けについて、市民懇話会及び庁内検討委員会等に御意見をいただき、年度内の策定に向け作業を進めてまいります。

次に、ボトルウォーター「なよろの水」について申し上げます。

本年4月に3万本製造した「なよろの水」は、本市の観光資源であるひまわり、市立天文台、道立サンピラーパークをデザインしたラベルでパッケージしており、市をPRするツールとして、市立天文台のグランドオープンの来場者や映画「星守る犬」を鑑賞された方々へ配布したほか、市内外で開催されたスポーツ大会のオフィシャルドリンクや各種イベント、道内・外における物産販売やアンケート調査などで活用し、本市のPRに大きな効果がありました。

次に、市街地再開発関係について申し上げます。

（仮称）複合交通センターの建設については、施設の詳細設計が完了したことから、広報11月号でその概要を市民にお知らせし、工事入札の手続を進めてきました。工事期間は、本年12月から平成25年3月までとし、供用開始は平成25年4月を予定しています。

なお、（仮称）複合交通センターの利活用については、本施設に入居する団体に加えて、関係商店街等も含めて協議をしております。

また、これと一体的に進める民間の商業施設整備については、年内完成と報告していましたが、11月17日開催の三者協議において、冬期施工に伴う事業費増高の抑制と労務者確保が容易となる春期工事への工期変更の申し出があり、市内の建設経済環境を考慮して、建設時期の延期は、事情止むを得ないと判断したところであります。

次に、生涯学習の推進について申し上げます。

10月30日、市民文化センターにおいて、市民文化祭と連動した第4回「生涯学習フェスティバル」を開催しました。本年度初参加の名寄市立

大学演劇サークルの舞台をオープニングに、フラダンスやピアノとエレクトーンの親子で楽しむコンサートなどがステージで繰り広げられたほか、生涯学習講演会では札幌大学法学部教授 浅野一弘氏による講演が行われました。

また、ワークショップブースでは、切り絵や絵手紙、スポーツ推進委員によるニュースポーツ体験など市民が楽しみながら学び、生涯学習への関心を高めたところです。

次に、市立図書館について申し上げます。

図書館では、平成18年度に導入した図書館システムと機器の保守期間が終了したことから更新を行い、9月27日から新システムの稼働を開始しています。

本年度の古典文学講座は、「蓮の露一良寛禅師と貞心尼」をテーマに全6回開催し、古典文学に親しんでいただきました。

風連分館では、10月20日に初めての試みとして、地域子育て支援センター「こぐま」を会場に「秋のおはなし会」を開催し、多くの親子の参加をいただき好評を得ました。

また、11月3日文化の日には、「特別開館」と「雑誌リサイクル」を行いました。本館では「図書館まつり」として、「愛読書のフィルム」貼りや乳幼児から小学2年生までを対象に「おたのしみ会」を開催し、子どもから大人まで多くの参加や利用をいただいたところです。

次に、なよろ市立天文台について申し上げます。

昨年4月のオープン以来、入館者数は当初予想を上回り、口径1.6メートルの「ピリカ望遠鏡」の一般公開や夏休みなどの特別開館、映画「星守る犬」ロケセットの観光客などにより、10月13日には3万人の入館者数を達成しました。今後、市内はもとより全国から多くの人に来ていただけるよう、一層の充実を図ってまいります。

また、全国でも珍しい「小学生による小惑星発見プロジェクト」が10月末からスタートし、市内の小学生7人が新たな小惑星発見の期待に胸を

膨らませているところです。これからも、多くの市内児童が参加できるよう、取組を継続してまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

10月14日に智恵文小学校を会場に全国へき地複式教育研究大会を開催し、授業公開や研究協議を行いました。また、10月18日には名寄東中学校及び名寄南小学校を会場に名寄市教育研究所主催の研究大会を開催しました。他の学校においても、自主的な公開研究会の開催や指導主事の要請をとおして、教職員の指導技術の向上に努めています。

特別支援教育では、名寄市立大学教授や美深高等養護学校教諭、市内小学校教員からなる専門家チームによる巡回相談を、市内小学校や幼稚園・保育園を対象に実施しています。

また、9月から小学生6人、中学生4人の参加による放課後子ども教室を試行し、退職教員などが講師となり英語や算数・数学、国語の漢字検定などの学習を行いました。

名寄市街地区における小学校の適正配置計画については、現在までに5回の「名寄市街地区公立学校統廃合検討委員会」を開催し、統廃合の対象校、通学区域の見直し、施設整備の在り方の3項目にわたる諮問事項について検討を進めてきたところです。

なかでも統廃合の対象については、子どもたちに安全で安心な学校施設を提供する観点から、名寄南小学校と豊西小学校が対象校としてあげられ、建設場所は学校の配置バランスや今後の人口動態を勘案し、名寄南小学校の敷地内とする方向性が出されたところです。

今後、名寄市街地区全体の通学区域の検討など、諮問事項について協議を進めてまいります。

次に、食育の推進について申し上げます。

栄養教諭による食に関する指導では、子どもの発達段階に応じた具体的な目標を設定し、地場農産物の収穫体験や収穫物が学校給食にどのように

使用されているかなど、地場産食材に対する理解の増進を図っています。特に、本年度初めて使用を予定している越冬キャベツについては、児童が行った収穫体験を写真などに記録して、食育指導に活用しています。

また、11月7日、12人の名寄市立大学生を対象に、栄養教諭による食教育指導論の講義を実施しました。

安全・安心な学校給食用の食材の使用については、地場農畜産物の積極的な活用を図るとともに、福島第一原発事故による放射能汚染に関わる食材の安全性において、国や道の機関が公表する検査結果を参考に安全性を最優先してまいります。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

本年度も10月10日の体育の日に「スポーツフェスティバル」を開催しました。市内体育施設を無料開放したほか、スポーツセンターでは体力測定や親子体操教室を実施しました。また、風連会場ではニュースポーツ体験などを実施し、雨模様の天候にも関わらず全体で1,400人の市民がスポーツを楽しみました。

また、スポーツ推進委員の会では、スポーツ普及活動として「出前講座」を実施しており、子ども会育成連合会リーダー研修、生涯学習フェスティバル、名寄小学校におけるニュースポーツの指導などに取り組み、市民の健康維持、スポーツの普及に努めています。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

青少年センターでは、従来の「模範青少年表彰」を「名寄市青少年表彰」に名称を変更し、9月28日に活動に顕著な功績がある1団体、2個人を表彰しました。これからも、顕彰による青少年の健全育成に努めてまいります。

次に、教育相談センターについて申し上げます。

教育相談センターでは、10月上旬に市内全小中学校を訪問し、ハートダイヤルや適応指導教室、月2回開設している夜間相談について上半期の状況を説明しました。また、学校との連携を図り、

子どもたちの悩みや不登校に対する早期対応の方策を確認し、全児童・生徒へ各業務の新パンフレットと「安心カード」の配布を行いました。

次に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

本年度で54回目となる市民文化祭は、11月1日から3日まで市民文化センターを会場に開催されました。30以上の団体や個人から短歌や俳句、絵画、書道、写真のほか児童生徒作品など1,157点が展示され、延べ2,000人の市民が観覧しました。また、3日に市民会館で行われた芸能発表は、名寄太鼓保存会によるオープニングで始まり舞踊、箏、詩吟やピアノ、バレエなどに246人が出演し、800人の市民が訪れ賑わいました。

(仮称)市民ホールについては、名寄市プロポーザル選定委員会において基本設計委託業務の業者選定が行われました。今後は、基本設計を通じ、施設の規模や座席数、機能など全体像を明らかにし、関係団体や市民の皆様の御意見を伺いながら、親しみがあり、市民が利用しやすい施設を目指してまいります。

次に、北国博物館について申し上げます。

10月7日から11月13日まで、本市や道内各地の四季を素材にしたはり絵38点を展示した藤倉英幸「北の風物語」巡回展を開催し、1,200人を超える方が観覧に訪れました。また、これに併せて行った「はり絵を語り、旅を語る」ギャラリートークでは、北国の風景の魅力や創作活動についてお話をいただきました。

11月19日から12月25日まで、北海道アイヌ文化研究センターとの共催による企画展「アイヌ語で歩く地名」では、アイヌ語地名研究の第一人者である山田秀三氏の研究から、名寄と道北地方のアイヌ語地名を紹介するとともに、企画展初日には講演会を開催しました。さらに、11月4日と5日には道内の研究機関の協力により、一般市民、学校・社会教育関係者を対象とした「ア

イヌ文化普及啓発セミナー」を開催したところで
す。

以上、主な行政事項について、その概要を申し
上げ報告といたします。

○議長(黒井 徹議員) 暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時20分

○議長(黒井 徹議員) 休憩前に引き続き会議
を開きます。

日程第5 議案第1号 名寄市畜産物処理加工
施設条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第1号 名寄市畜産
物処理加工施設条例の制定について、提案の理由
を申し上げます。

名寄市畜産物処理加工施設は、平成24年2月
の完成を目指し、建設が進められております。こ
の施設は、名寄市立食肉センターの改修及び規模
拡大に伴い、当該センター等のと畜場で加工され
た枝肉のうち牛肉、馬肉及び豚肉をブロック、ミ
ンチ等に加工する施設として地域経済の振興を図
るため、国の農山漁村活性化プロジェクト支援交
付金事業を活用し、設置をするもので、施設の管
理につきましては指定管理者制度を活用し、民間
による管理を考えております。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し
上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入り
ます。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 議案第1号は、会議規
則第37条の規定により経済建設常任委員会に付
託いたします。

○議長(黒井 徹議員) 日程第6 議案第2号
名寄市職員の給与に関する条例等の一部改正に

ついてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第2号 名寄市職員
の給与に関する条例等の一部改正について、提案
の理由を申し上げます。

本件は、平成23年9月30日付人事院勧告に
基づき、名寄市においても同様の措置を講ずるべ
く、名寄市職員の給与に関する条例等の一部を改
正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し
上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入り
ます。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

議案第2号は、委員会付託を省略し、直ちに採
決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異
議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されま
した。

○議長(黒井 徹議員) 日程第7 議案第3号
名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員
の公務災害補償等に関する条例の一部改正につい
てを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第3号 名寄市議会
の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補
償等に関する条例の一部改正について、提案の理
由を申し上げます。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律が平成22年12月10日に公布をされたことにより、地方公務員災害補償法が改正をされました。本件は、本市においても関係条項の整理を行うため、本条例の一部を改正をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

(何事か呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 訂正あれば。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 失礼しました。公布の日を平成22年12月10日と私お話ししました。12月1日の誤りであります。訂正しておわび申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第3号は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第8 議案第4号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第4号 工事請負契約の締結について、提案の理由を申し上げます。

(仮称)複合交通センター整備事業について、本年11月7日、4社による指名競争入札を執行した結果、大野土建・高橋組特定建設工事共同企業体が3億8,400万円で落札をいたしました。本件は、これに消費税及び地方消費税1,920万円を加え、4億320万円で契約を締結しようとするものであり、名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上、提案の概要について申し上げましたが、細部については建設水道部長から説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) 補足説明を野間井建設水道部長。

○建設水道部長(野間井照之君) 市長提案の補足説明を申し上げます。

本施設は、名寄地区都市再生整備計画に基づき長年にわたり課題としていたJR名寄駅を中心とした交通結節点に不可欠なバスターミナルを拠点施設として整備するものであります。あわせて老朽化に伴う現市民会館の貸し館機能、催事、販売、展示等幅広く活用できるホール、市民はもとより観光旅行者への観光情報などのサービスを提供する機能のほか、経済センター的な役割も兼ねるなど、より多くの方々が集い、滞留、回遊することで商店街を含めた駅前地区のにぎわいを回復させることを目的とし、複合施設として整備するものであります。基本及び実施設計時において市民意見等も取り入れるとともに、関係機関とは施設活用を含めた将来展望を見据えた形で協議を行い、要望事項を反映した実施設計に基づき、平成25年3月上旬完成に向け準備が整い次第工事に着手いたしたいと考えております。

本日議決をお願いします(仮称)複合交通セン

ター整備事業の事業概要について御説明をさせていただきます。本工事は、鉄骨づくり2階建て、延べ床面積2,746.22平方メートルの新築工事であります。全体工事としては6億円を計上しており、建築主体工事、機械設備工事、電気設備工事、そして外構工事の4工事に分けて発注をさせていただきます。このうち本日議決をお願いいたしますのは、建築主体工事であります。

ここで、入札の経過と結果について申し上げます。入札におきましては、指名競争入札で行いました。入札等審議委員会が市内限定による入札参加特定建設共同企業体を9月27日に公募の公示をし、市内の特定建設共同企業体4社が応募をし、応募のあった4社に対し10月17日に指名通知をいたしまして、縦覧期間を10月18日から11月4日までとし、11月7日に入札を施行いたしました。結果、第2回入札により大野土建・高橋組特定建設工事共同企業体が消費税込み4億320万円、落札率にして98.82%にて落札をいたしました。

なお、工事期間は外構工事を除き議決後の翌日から平成25年3月8日までを予定しております。

次に、お手元の説明資料について御説明をいたします。図面1番をお開きください。全体配置図であり、大会議室や商業施設と連携した利活用ができるように南側にイベントスペースを設けております。駐車場は、バス乗降者や施設利用者の利便性等を考慮し、西側に障害者用2台、高齢者用2台、普通車32台、合計36台と2輪車が4台駐車できる計画としております。

図面2番をお開きください。1階平面図であり、バス利用者のためのバスターミナル、催事、販売、展示など幅広く利活用できるエントランスホール、市民はもとより観光旅行者へのサービスを提供する観光協会、さらに現市民会館の大会議室を初めとする貸し館機能を配置しております。

図面3番をお開きください。2階平面図であり、商工会議所、消費者協会、消費者センターなどの

事務所機能を配置しております。また、一部南側屋上を夏場の交流スペースとして利用できるようにしており、イベント時において高齢者や障害者の方々も参加できるように昇降設備を設置しております。

図面4番をお開きください。これは、立面図であり、外壁材は金属板を主とし、腰壁部分のみ積雪を考慮し、コンクリート下地、撥水剤塗りまたはタイル張りとしており、屋根形状は駅前であることから周辺の人通りが今まで以上に多くなることが想定されるため、落雪等の安全性を考慮し、陸屋根としております。また、当施設は市のランドマークとなる建物であるため、施設利用者や観光旅行者に対し名寄を感じさせるためのひまわり、星をイメージさせるためのサインを計画しております。

図面5番をお開きください。断面図であり、建物の高さ及び各部屋の天井の高さとなっております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第4号は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第9 議案第5号 指定管理者の指定について(名寄市営球場)、議案第6号 指定管理者の指定について(名寄市営サブ球場)、議案第7号 指定管理者の指定について(名寄市テニスコート)、議案第8号 指定管理者の指定について(名寄公園テニスコート)、議案第9号 指定管理者の指定について(智恵文水泳プール)、議案第10号 指定管理者の指定について(南水泳プール)、議案第11号 指定管理者の指定について(名寄市スポーツセンター)、議案第12号 指定管理者の指定について(名寄市B&G海洋センター)、議案第13号 指定管理者の指定について(名寄市ピヤシリシャンツェ)、議案第14号 指定管理者の指定について(木材需要拡大センター)、議案第15号 指定管理者の指定について(名寄市営牧野)、議案第16号 指定管理者の指定について(名寄市母子里地区共同牧場)、議案第17号 指定管理者の指定について(体育センターピヤシリ・フォレスト)、以上13件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第5号から議案第17号までの指定管理者の指定について、一括して提案の理由を申し上げます。

議案第5号から議案第14号までの10施設につきまして、名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条による公募による施設であり、議案第15号から議案第17号までの3施設につきましては同条例第5条第1項第1号による公募によらない施設であります。

本件は、名寄市公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会の報告を踏まえ、指定管理者の候補者の選定を行いましたので、指定管理者の指定をいたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し

上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、議案第5号外12件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号外12件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号外12件は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 済みません。再訂正をお願いいたします。

議案第3号の、先ほど法律が平成22年12月10日を1日というふうに訂正しましたけれども、10日がやはり正しいということございまして、お手元の資料が恐らく間違っていたのかもしれない。そちらを10日に訂正して、おわびを申し上げたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

○議長(黒井 徹議員) 日程第10 議案第18号 市道路線の認定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第18号 市道路線の認定について、提案の理由を申し上げます。

まず、整理番号2101、路線名、緑丘団地線

は、これまで緑丘第1団地の団地内通路として供用をされておりましたが、市道としての要件を満たすことから、総延長209メートルとして市道認定をするものであります。

次に、整理番号4086、路線名、豊栄団地2号線は、開発行為により造成をされた団地内道路であり、都市計画法40条第2項による土地の帰属を受けた道路であるため、新たに総延長160メートルとして市道認定をするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第18号は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第11 議案第19号 平成23年度名寄市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第19号 平成23年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費と事業の確定に伴う事業費の調整を中心に補正しようと

するものでありまして、歳入歳出それぞれ1億1,509万3,000円を追加をし、予算総額を206億1,153万3,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費におきまして風連庁舎事務室等改修工事400万円の追加は、風連庁舎で発見されましたアスベストの除去工事を実施しようとするものであります。

3款民生費におきまして障害介護給付費6,700万円の追加は、施設入所者の増加や就労継続支援対象者の増加に伴い、給付費の増額を図るものであります。

6款農林業費におきましてなよろ健康の森クロスカントリーコース改善工事100万5,000円の追加は、経年により劣化してきたクロスカントリーコースの改善を行い、各種大会の円滑な実施を図るものであります。

10款教育費におきまして(仮称)市民ホール基本設計委託料2,700万円の減額は、新設されるホールと既存施設である文化センター等周辺施設との一体的な整備を考慮し、またパブリックコメント等を通じて市民意見を十分に反映した基本計画の作成には時間を要すると判断をしたため、予算を減額し、債務負担行為の設定により期間の延長を図るものでございます。

次に、歳入について申し上げます。事業費の変更に伴う特定財源の増減のほか、財政調整基金繰入金等で収支を調整をいたしました。

15款国庫支出金におきまして(仮称)市民ホール整備交付金778万円の減額は、(仮称)市民ホール建設事業における社会資本整備総合交付金の内示額の決定により予算額の調整を図ったものであります。

次に、第3表、地方債補正では、地域交通確保対策事業ほか4件を変更しようとするものであります。

次に、第4表、債務負担行為補正では、さわや

かトイレ・ホール清掃等業務委託料ほか18件を追加しようとするものであります。

以上、補正の概要について申し上げましたが、細部につきましては総務部長から説明をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) 補足説明を佐々木総務部長。

○総務部長(佐々木雅之君) それでは、私のほうから一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けて補足説明をさせていただきます。

まず最初に、歳出から説明させていただきます。議案第19号の14ページから15ページをお開きください。2款総務費、1項1目一般管理費で公共施設整備基金積立金2,700万円の追加は、(仮称)市民ホール基本設計委託料の平成24年度の債務負担行為設定による財源を確保するため、基金に積み立てておくものであります。

同じく総務費の1項4目広報広聴費で町内会館等建設費補助金40万2,000円の追加は、アカシヤ福祉会館の改修に対して事業費の2分の1相当を補助するものであります。

18ページから19ページをお開きください。3款民生費、2項3目保育所費で保育所維持管理事業費140万2,000円の追加は、西保育所及び南保育所の給食室に食器消毒保管庫を設置しようとするものであります。

次に、20ページから21ページをお開きください。6款農林業費、1項1目農業委員会費の賠償金52万8,000円につきましては、後ほど報告をさせていただきますが、事務処理の誤りで損害賠償額が発生しましたので、計上するものであります。

先ほどの議案の説明資料の誤りにつきましては、議案を束ねる総務部長として、それから職員研修を進めるべき部長であります私のほうで、この関係につきましてはこの場をおかりしまして市民の

皆さん、議会におわびを申し上げたいと思います。

続きまして、7款商工費、1項1目商工業振興費で中心市街地近代化事業補助金204万3,000円の追加は、有限会社カメラのスズキの店舗改修事業に対し対象事業費の2割を補助するものであります。

24から25ページをお開きください。10款教育費、2項1目学校管理費で名寄西小学校空調設備改修工事500万円の追加は、基板等が故障し、使用できない状況にある空調設備を各教室で個別に調整できるように改修し、あわせてホルムアルデヒド対策を実施しようとするものであります。

次に、26ページから27ページをお開きください。10款教育費、6項5目児童センター費で需用費60万円の追加は、株式会社ホクタン様より寄附がありました60万円を財源として児童用図書を購入しようとするものであります。

同じく教育費の6項6目図書館費で5万円の追加は、国際ソロプチミスト名寄様より寄附がありました5万円を財源として図書を購入しようとするものであります。

次に、戻っていただきまして、歳入について説明をさせていただきます。8ページ、9ページをお開きください。11款地方交付税で普通交付税9,132万8,000円の追加は、交付決定となった普通交付税の全額を予算化するものであります。

次に、10ページ、11ページをお開きください。20款前年度繰越金で2,892万2,000円の追加は、前年度繰越金総額の予算化を行うものであります。これによりまして普通交付税と合わせて収支の調整を行いました。

以上、補足説明とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

佐藤靖議員。

○9番(佐藤 靖議員) それでは、1点だけお伺いしておきたいと思います。

10款教育費、6項4目文化センター費で(仮称)市民ホール整備事業費で2,700万円の減額ということでありまして、この中には国庫支出金ということで教育費補助金ということで778万円、あるいは道支出金ということで総務費補助金、地域づくり総合交付金150万円、合わせて928万円ということが含まれて、ある意味では国庫支出金、道支出金をそれぞれ返上することになるということでありまして、それでは債務負担行為をする2,700万円については債務負担行為表にあるように一般財源で補うということになっております。市長の説明では、(仮称)市民ホールあるいは文化センターの一体感を考慮したと。パブコメに時間がかかったということでありまして、この(仮称)市民ホールを建設しようという動きはもう既に当初計画でしっかり当初予算で計上しているということは作業が進むということで、当然ながら国あるいは道に対しても支出金のお願いをしたというふうに思いますけれども、実質この経緯ですけれども、どういふふうにそのことでこういうことになったのか。それは、一番総務部長がおわかりだと思いますけれども、さきに議決した1号、2号についても行財政改革ということで名寄市の財政の厳しさをうたっておいて、一方では国あるいは道から来る支出金を返上して一般財源でやるという、このことについてどういう経緯があったのか、あるいはいつの時点でその決定、決断をされたのかをお教えいただきたいというふうに思います。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木総務部長。

○総務部長(佐々木雅之君) 私のほうから今回の補正の関係につきまして説明させていただきます。

まず、第1点目の関係につきまして、基本設計の関係につきましては国の交付金が40%充当されますので、実損額というのはその2,700万

円の4割で1,080万円です。今までもこの交付金事業につきましては、財源確保の観点と一般財源の軽減を図るために交付金の起債のつかない部分について交付金を優先的に充てて、そして振りかえをして一般財源、いわゆる合併特例債を使って一般財源の負担を軽減するという取り組みをやってきておりますので、今回については道の交付金、道の補助金等には該当ありませんけれども、数字上では補正減額ということが出てくることについては御理解を賜りたいと思っております。実際の実損額は1,080万円です。

それから、もう一点は、今回の国の交付金につきましては、国交省の22年度本省繰り越しということで、それを23年度に繰り越して使うと。柔軟な国庫交付金なのですけれども、国全体の予算の関係もありまして、少し制約のついた交付金になりました。当然佐藤議員おっしゃるとおり、この関係につきましては23年度に完成させるということで、4月からプロポーザル方式ということで既に準備を進めてまいりました。特に5カ月間程度の日程を確保しながら作業を進めてきて、初めて取り組むということも含めて対応を進めてまいりまして、建設水道部のほうと総務部のほうと教育部のほうと連携をしながら作業を進めてまいりました。この結果、9月ぐらいまで準備を進めておりまして、9月の駅横の施設整備も含めた公共施設の設備についてのあり方についても活発な議論をいただきましたこともありまして、それからプロポーザルをするときに基本設計の業者を選定した後に市民の皆さんとか、市民懇話会の皆さんとか、各種団体、議会のほうとも市民待望の施設であることも含めて、十分な協議日程を確保することが必要だと。そうすると、当初の5カ月で本当に間に合うのかどうだろうかと。この辺の議論を事務段階で10月3日に最終的に行いました。その後10月7日の日に市長、副市長、関係部長、担当集まりまして、最終的に5カ月間では建設水道部のほうでは間に合うかどうかぎりぎり

だと。無理をすると間に合うと。そういう中でパブリックコメントも含めて、なおかつパブリックコメントについての基本設計へのはね返し、反映することにつきまして5カ月では最終的に難しいという判断をしまして、7カ月の期間を持とうと。そういうこともありまして、12月から起算をしまして来年の6月いっぱいまでの7カ月間ということにさせていただきました。その中に先ほど市長も述べましたように、市民ホールにつきましては最初既存の文化センターの管理棟部分と渡り廊下でつなぐということの作業でありました。この関係につきましても単なる渡り廊下でつなぐだけではなくて、既存施設も20年以上経過しました老朽化している施設でありますので、提案事業として事業費の10%程度をこの交付金事業に絡めることもできると。そこら辺も含めてプロポーザル業者に提案する提案課題の内容が既存施設の改修工事についても取り込んだらどうかと。この市民意見をできるだけ取り込もうということと既存施設の改修についても国の交付金の対象にしましょうと。そういう2つの観点から、先ほど言いましたように7カ月間の事業期間を確保すると。そういうことになりまして、1,080万円の国の交付金の減額につきましては、後年度の精算は行われるのですが、既存改修施設の財源確保も含めて、この関係につきましてもしっかり一般財源が結果として確保できるように、負担がふえないような形も含めて作業を進めてまいりたいと思っております。23年度で1,080万円をみすみす逃がしてしまったことについては、おわびを申し上げたいと思っておりますけれども、全体の財源調整についてはなお一層市民負担の軽減を図るように努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 佐藤議員。

○9番(佐藤 靖議員) 今佐々木総務部長のほうから御説明をいただきました。基本的には言っていることはわかるのでありますけれども、

一方で名寄市はこれから大型事業等いろいろ控えております。精神病棟の改築、あるいは図書館、あるいは大学の図書室や何かも出てくるのかもしれませんが、そういう中で、社会情勢の変化とかなんとかというのならまだ理解ができるのですが、もっと事前にしっかりと協議をされて取り組まれたら、こういうことは起きなかったのではないかと。ある意味では、これからまたそういうことが前例になって、もうちょっとパブコメを聞こう、もうちょっといいものをつくろうという議論が入っていくと、またみすみす逃していくような、そして結局はなるべく市民の皆さんに負担をかけないというながらも当該年度では一般財源で影響を与えるということでもありますので、それは市民負担を強いるということになると思うのですが、今後において、あるいは今回の文化センター、市民ホールの取り組みを振り返ってみて、今後においてはどういうお考えをお持ちというふうにお伺いしておきたい。

○議長(黒井 徹議員) 佐々木総務部長。

○総務部長(佐々木雅之君) 議員のおっしゃるとおりでありまして、先ほど冒頭述べましたけれども、通常23年度の国の交付金であれば24年度に1年繰り越して使えるという制度でありますけれども、今回はそれが国の制約上なかったということがわかっていながら、結果としてそういうふうになったことにつきましては、スケジュールの管理の関係について非常に不適切だったと思っております。ただ、今までの公共施設の整備の関係につきまして、今回の教訓といたしましてできるだけ公共施設の大きなものの建設については、なかなか困難な時代背景がありますので、たくさんたくさん施設をつくり続けるわけにはいかないので、その辺につきましては財源確保と事業費、事業期間の設定をきちっと対応させていただきました。その一方で市民の皆さん、議会の皆さん方からも多様な意見をいただいて計画に盛り込むと、この辺の重要性がありまして、ここ一、二年、特

に基本計画等の問題につきましては少し時間がかかるということもしっかり見据えて、そこが設計期間が延びて事業執行に支障が出たり、財源確保に支障が出ないようなことにつきまして改めて気持ちを引き締めて対応してまいりたいと思っておりますので、ぜひ御理解賜りたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 佐藤議員。

○9番(佐藤 靖議員) いずれにしても、この種のことを前例とならないように取り組んでいただきたいのと、ちょっと口幅ったい言い方をさせていただけば、これは市長あるいは副市長も含めてでありますけれども、今回も教育委員会、建設水道部、そして総務部と3部がやはりきちっと連携をして取り組んでいくのがこれが当たり前、もうされていると思いますけれども。特に今年度に入ってこの連携というのが名寄市の場合は合併から分庁方式ということで、3部こちら、2部風連ということになっておりますけれども、この連携というのをしっかり改めてとっていただきたい。そうしないと、やはりどこかで歯車が1つ回り切らないということになると、ある意味では市民の皆さんに御迷惑をかける結果になり得るということですので、この辺は非常に踏み込んで申しわけないですけれども、ぜひ連携を保つということを改めてそれぞれ市長を初め幹部の皆さんは御理解をいただきたい。そういうふうにしていただきたいということをお願いして、終わりたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 奥村英俊議員。

○2番(奥村英俊議員) 1点確認という形になると思いますけれども、21ページ、7款商工費、1項商工費、1目商工振興費、19の負担金補助及び交付金の関係です。この中に企業立地促進補助金60万円というのがあります。これについては、事業の確定に伴う補正ということだと思います。根拠になるのは、名寄市企業立地促進条例第10条による支出かと思っております。その確認と、この中には雇用奨励補助金ということで第10条、

雇用奨励補助金の額は、「工場等の立地に伴い新たに採用した雇用者(1年を超えて常時雇用される者に限る。以下同じ。)の数に、1年につき30万円を2年間補助する。」ということになっております。そういう意味では、60万円ですから2名ということだと思いますけれども、それで間違いないかの確認と、この新規で企業、立地された工場なりということだと思いますけれども、その立地の年月日と、この支出は2年間補助ということになっておりますから、何年目の補助ということになるのか教えていただきたいというふうに思います。

また、人件費の補助も一定の条件があって、企業立地促進条例の3条の中で3つの条件が示されています。その中に(2)のところでは新設、移転または増設に伴い増加する雇用者(日々雇い入れられる者を除く)の数が5人以上のものということになっております。そういう意味で5人以上の方が新たにというか、雇用されている。そのうちの2人が新たに雇用されたということだと思いますけれども、全体で何人の方がこの新規の企業が立地された中で雇用されている状況になっているのか、わかれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長(黒井 徹議員) 暫時休憩します。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時23分

○議長(黒井 徹議員) 再開いたします。

湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長(湯浅俊春君) まず、最初に御質問がありました60万円の補助の中身ですけれども、これは先ほど御指摘のとおり雇用奨励補助金であります。雇用奨励補助金につきましては、この根拠は企業立地促進条例の第3条第1号に該当になります。この第3条第1号については、本市に立地する工場であって、その新設、移転または増設のための投資が2,700万円を超えるもの

のほうに該当になります。この事業体につきましては、操業開始は平成21年12月1日でありませぬ。雇用人数は、現在は3人となっております。今回の60万円でございますが、1人に対して1年以上の1人30万円ということになっておりますので、2年間の補助の該当になります。この60万円の内訳につきましては、平成21年に雇用しておりましたお一人分、それから平成22年に雇用しておりました1人分、その2人で60万円というふうな中身になってございます。

以上です。

○議長(黒井 徹議員) 奥村議員。

○2番(奥村英俊議員) 2人の内訳の関係ですけれども、21年分が1人、22年分が1人というふうに回答あったと思うのですけれども、この促進条例で言っているのは新規に開業なり開店、立地されたときにいる人について1年を続けて雇用していた段階でお金が出せる。2年間出せるということで、今回上がってきたということであれば通常考えられるのは1年たって、1年続けて雇用しているのが2名いたから60万円という説明であればわかりますけれども、21年分が30万円、22年分が30万円というのは、22年分も出せるとしたら、22年分については2名分。ではなくて当初から2人分ないと、2人が雇用されていることではないと出るということにもならないし、ちょっと説明おかしいと思いますけれども。

それと、差し支えなければせっかく新しい企業がこの制度を使ってということでもありますから、企業名ももし言えるのであればあわせてお願いしたいと思っておりますけれども。

○議長(黒井 徹議員) 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長(湯浅俊春君) 雇用の人数ですけれども、引き続きですので、21年に雇用した方は22年度に1人、1年分交付しております。ですので、2年間ですので、23年度にもう一人交付になります。要するに終わった段階での交付になります。頭からの交付ではありませんので、

それと1人以上に、1人に対しての交付ですから、1人に対しては30万円、22年度に雇用しましたので、その人も今30万円という考え方です。

(何事か呼ぶ者あり)

○営業戦略室長(湯浅俊春君) 違います。21年に雇用した人は、22年、23年と2回、2年間の交付になりますので、その方が1人分、その方が30万円です。それから、22年に雇用された方は23年の、この方ちょっと10月ですので、それが経過しましたので、2人ということになります。

(何事か呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 湯浅室長。

○営業戦略室長(湯浅俊春君) 済みません。企業名ですね。企業名については、株式会社名寄給食センターです。

○議長(黒井 徹議員) 奥村議員。

○2番(奥村英俊議員) この制度自体を使って新規に企業を立地されたということですから、すごくいいことだと思うのです。なかなか今の状況の中、新規に企業が名寄市内に立ち上がるということはそうそうないことであって、そのことを促進するために条例もありますし、きちんとかやって使えることができたということについてはよかったことだというふうに思います。ただ、今ましてや雇用についても一定こういった補助の中で見れるということについて、ぜひ今後こういった制度あるということもしっかりPRをしていただいて、やはり名寄全体で企業立地できるような体制をつくっていただければというふうに思います。

制度的にはそういうことでもいいと思うのですが、今雇用の関係について10条で言っている内容を見れば、「工場等の立地に伴い新たに採用した雇用者(1年を超えて常時雇用される者に限る。以下同じ。)の数に、」というふうになっているのですけれども、これでいくと立地したときに新たに採用した人が対象であって、その人

が次に書いてある1年につき30万円を2年間補助するというので、その方に対して2年間の補助ができるということではないでしょうか。先ほどの説明でいくと、1年ごとにそれは別な人でもいいのですというふうに言っているように聞こえるのですけれども、考え方ちょっと違うのではないかと思うのですけれども、その点についてお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長(黒井 徹議員) 寺崎経済部長。

○経済部長(寺崎秀一君) 10条の関係なのですけれども、新たに採用した者、2年間補助するという部分において、1人目は1年目、2年目、2年間30万円ずつ出ます。2人目は2年目で、1年間30万円という解釈になります。だから、2年間の中で、そういう解釈になっております。

○議長(黒井 徹議員) 竹中憲之議員。

○8番(竹中憲之議員) 2点ほど質問というよりお聞きをしたいのでありますが、25ページの教育費の中で、1つは委託料のスクールバス運行事業の関係で、時期的なものがあるのかどうか承知をしないのでありますが、100万円の補正、バックになっておりますけれども、これの中身についてちょっとお聞きをしたいというふうに思いますし、もう一つは東小学校施設等の整備事業費で、実は東小学校の野外運動場の防球フェンスの改修工事費が300万円の三角になっています。これも既に工事が終了したというふうに思うわけですが、300万円、これだけ大きな額が補正で返っているという中身についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 鈴木教育部長。

○教育部長(鈴木邦輝君) ただいま御質問のありましたスクールバスの運行事業でございますけれども、中身につきましてはスクールバスの運行事業の修繕費で60万円、あとスクールバスの運行の委託料で100万円を減ずるものであります。また、スクールバスの車庫の敷地の除雪の委託料で37万円の増となっております。

私のほうからは以上です。

○議長(黒井 徹議員) 暫時休憩します。

休憩 午後 3時32分

再開 午後 3時36分

○議長(黒井 徹議員) 再開いたします。

野間井建設水道部長。

○建設水道部長(野間井照之君) 大変申しわけありませんでした。当初私も教育委員会から委託を受けた際にグラウンドの部分を机上によって測量したということでございまして、実施段階において学校あるいは野球の少年団のほうと打ち合わせさせた結果、それほど延長もグラウンド整備も含めて要らないのではないかという判断をされたそうなので、その段階で700万円の減額という形で、目的はそれで達成しているというふうに御理解いただきたいと思っています。

以上であります。

○議長(黒井 徹議員) 竹中議員。

○8番(竹中憲之議員) 今建設水道部長のほうから教育委員会から受けてということですが、そうしますと逆に言うと教育委員会としては東小学校における聴取もしないで設計へ移行したのかなというふうに思ってしまうのです。そういう意味からすると、300万円と400万円、外構のも400万円ありますけれども、非常に余るということですからいいのでありますが、当初の予算からいくと予算の組み方に大きな問題があるなというふうに私は思っているのです。これは、プラスだからマイナスだからというよりも、総体の予算の枠内でぎりぎりの財政措置をしていくわけですから、そういった意味ではかなり適当なと言ったら語弊がありますが、そういうふうに思わざるを得ないというふうに思うのでありますが、そのところについてはどのような中身になるのでしょうか。

○議長(黒井 徹議員) 野間井建設部長。

○建設水道部長(野間井照之君) 議員御指摘の

とおりで、大変申しわけないというふうに思っております。私どもも今後教育委員会ともこういう委託を受けた場合は、どこの部署でもそうすけれども、当初より精査をしまして、今後気をつけたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 竹中議員。

○8番(竹中憲之議員) 今答弁いただきましたけれども、現状改修工事、終了してそれぞれ使用しているところがそれでいいということでありますから、それはそれでいいのでありますが、今後このようなことのないように関係箇所と綿密に連携を保っていただいで進めていただければというふうに思います。

終わります。

○議長(黒井 徹議員) 熊谷吉正議員。

○13番(熊谷吉正議員) 控えようと思っていたのですが、先ほど佐藤靖議員と奥村議員のやりとりを聞いてどうもちょっとすとんと落ちないなということが出てきまして、1つは今先ほどやりました7款商工費の、19号の20、21です。改めて企業立地促進条例を今読ませていただいで、第10条の雇用奨励補助金のところ、雇用奨励補助金の額は、「工場等の立地に伴い新たに採用した雇用者(1年を超えて常時雇用される者に限る。以下同じ。)の数に、1年につき30万円を2年間補助する。」ということからすると、先ほど寺崎部長の答弁とは食い違いがここに発生をするのではないかとこのように思っております、改めてお答えをいただきたいと思っております。

それと、教育費の24、25、教育研究指導事業費92万9,000円、西小学校の特別支援学級への人件費ということで、嘱託の。これはこれとしてしっかりやっていただくという、単費で、そういう事象が発生をしたからということなのでしょうが、この機会に改めて各市内の小学校、中学校の普通学級も含めてそういう対象の子がおられ

ような現場の雰囲気があったり、あるいは特別支援学級も大変御苦労も多いというふうに聞いておりました、西小学校の嘱託のところは当然賛成はいたしますけれども、現状について少し現場がどうなっているのか、お知らせをいただきたいなと思っております。

それから、3点目は26、27、教育費の中ほど、先ほど佐藤靖議員が質疑を展開しました市民ホールの整備事業、総務部長とのやりとり聞いて、ちょっともう担当部や庁内全体的には社会資本整備総合交付金事業の25年、26年の限定つきのもも含めて相当前から作業はされていたような気がしております、総務部長はプロポーザルをやったことだとか、市民の多様な意見をたくさん取り入れたりということだとか、しっかりしたものをつくっていくということなどで、基本設計の業者の設定の関係なども含めていろいろ理屈は、理由はつけていますけれども、特に既存の施設の文化センター横に西側につくるということは、まさか離れたまま仕上げるということはだれも想定をしていなくて当然既存施設との連結は当たり前前の話で、それも読み込み済みの課題であったのではないかと思います。それらも既存施設の改修も含めてその事業を生かしていきたいというのは当然だし、いろいろ市民の意見もたくさん取り入れるということについては非常にそれは結構なことではいいのですけれども、結果として私どもの認識でいくと、そういう順序よくやってきているプロの皆さんの作業としてはやっぱり怠りがあったのではないかと。5カ月ではなくて7カ月でと。それは、結果的に年度を越えて実損的に1,080万円被害というか、もらえるものももらえなかったと。それも年度を越えたらだめだということについて認識をしているというやりとりをしていたのですけれども、そうするとやっぱり日常の事務作業に貸しが残るのではないかとこのように思って、それは午前中の学校開放施設の問題や教育施設、あるいは社会福祉施設等の論議を

やってきただけに1,080万円というのは非常に大きな額だなど、こういうふうに思っております、どうも予定、意見をたくさん取り込むプロポーザルで、あるいは業者の選定でもって慎重にやってきたことについてはいいけれども、それはもう皆さんの仕事としてはきつい言葉で言えば当たり前のことで、しっかり年度内に終わるめどをつけて作業を進めるべきではなかったのかなと思っています。特に駅前、駅横やいろんな社会資本整備事業の制約などについては、制約もありながらも使い勝手は非常にいいなという発想もあったりして、特に計画が多少変わっても構わないということは再三言われて、担当課長や担当の方からも聞いておりましたから、そういう面ではこれをやっぱりちゃんと年度内でしっかりきっちりやっていただくことの貸しは残っているので、改めてそこはお聞きをしておきたいと思しますので、その3点お願いします。

○議長(黒井 徹議員) 中尾副市長。

○副市長(中尾裕二君) 市民ホール設計にかかわって御質問いただきました。議員御指摘のとおり先を見通す力、あるいはイメージーションに欠ける部分があったのではないかと御指摘につきまして、率直におわびを申し上げます。ただ、市民会館の大ホールの老朽化に対して建てかえをするということがこの事業のスタートでありまして、その際交付金等の事業があって、長年の旧名寄市民の夢であった文化センター大ホールの機能も含めてということで作業を進めさせていただきました。市民ホールの部分ですべて機能が完結をする建物ということで当初進めておりましたけれども、実際には隣接をする文化センター本体、これはもう20年が経過しておりますけれども、こちらと一体化した整備がやはり望まれると。今の老朽化している本体部分を、例えば今ホールとして舞台もあるところで使っている機能を新たなホールのほうに移行すると、もっと違う面での連動した活

用ができるということで、この際結果として1,080万円を無駄にするということにはなりませんけれども、本館のほうの2億円程度の、これは単費で本来は改修をしなければならない部分の改修もあわせてこのメニューでさせていただくということで、ぜひ多少のおくれを見ながら、手戻りのない整備をしたいということで今回お願いをしております。時期は多少ずれますけれども、10月25日から10カ所でまちづくり懇談会をさせていただきました。やはり市民ホールにつきましても病院等の整備が急がれるのではないかと。もう少し規模も含めて考え直してはどうかという御意見とせつかくこれまで温めてきた夢の部分もあるので、この際多少無理をしてでもしっかりとした大きなものという御意見それぞれいただきました。やはり改めてパブリックコメントをかけて、座席の数あるいは機能も含めてもう一度市民の皆さんに御意見をいただいて、しっかりとした計画をつくっていききたい、こういうことで今回御指摘は覚悟の上で出させていただいておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 寺崎経済部長。

○経済部長(寺崎秀一君) 雇用奨励補助金の関係なのですが、この会社の操業開始が平成21年12月1日となっております。この時点で1人目の人が採用になっております。そして、2人目なのですが、平成22年10月16日に雇用が開始されておまして、その関係におきましては補助金の交付方法の第11条第3項におきまして、当該工場の操業を開始した日から1年を経過した日の属する年度または次の年度において、新たに採用された雇用者の数を確認の上、交付するものとなっております。おくれで入った人は1年限りの補助金が適用されるという形になります。

○議長(黒井 徹議員) 鈴木教育部長。

○教育部長(鈴木邦輝君) 名寄市の小学校における特別支援教育の部分でございます。議員御指

摘のとおり、名寄市は特別支援教育に特に力を入れている部分でございます。現在名寄市では、名寄小学校、南小学校、豊西小学校及び西小と東小学校にそれぞれ通級と、また特別支援の教室を持って児童に対応してございます。また、なかなか学校の先生の中で特別支援の資格を持った先生が少ない部分もありますので、その方の支援も含めて特別支援教育の支援員を配置をして対応しているところでもあります。今回は、名寄西小学校におきまして、これは情緒の部分でございますけれども、対象児童がふえたことに伴いまして西小の特別支援の部分を3名から4名、1名増員するということでの補正予算であります。御理解いただきたいと思っております。

○議長(黒井 徹議員) 熊谷議員。

○13番(熊谷吉正議員) 学校現場のものは、私ども今継続して調査中なものですから、特別支援学級ばかりではなくて普通学級にもそういうような該当の児童生徒がおられるというようなことで、ある面ではトータル的には非常に現場レベルではいろいろ汗を流していただいていますけれども、御苦労が多い声が結構伝わってくるものですから、改めて私も会派として今調査中なのですけれども、しっかりそこはその場、その場で対象者が出たからという対応ではなくて、ぜひ年度、年度の段階でよりよい教育環境の整備に向けて人的配置をしっかりやっていただくということを求めて、これについてはおきたいと思っております。

それで、企業立地促進条例の今13条の3項の話も出ていましたけれども、これは同じ雇用者というか、働く人、労働者を前提にしていますから、途中やめた人はもうそこで終わりということに当然なるわけで、あくまでも新たに採用した雇用者を1年超えて常用雇用されるものに限るというふうになっているので、条例的には不整合ではないのかなと、今の説明も含めて。改めてきょう精査していただいて、議会でのやりとりがちよっと私もたくさんここでできない、時間も関係も含めて

制限がありますから。このままとりあえず数字として通っていくのかもしれませんがけれども、本当に過誤がないのか。あるいは、過年度の支払いの検証も含めてしっかりやった上で別途の場で報告をいただきたいなと思っておりますので、私が言っていることが条例との不整合という指摘について反論あるとすればぜひ具体的な形でまたお願いをしたいと思うのですけれども、どうしても疑義が残るなという感じがして、ちょっと私どものほうの調査不足もあるかもしれませんがけれども、率直に言っていただいたほうがいいのかと思っておりますので、お知らせをいただきたいと思っております。

それと、副市長も御答弁いただきましたけれども、文化センター、市民ホールとの関係です。既存の関係は、もう新しいものをつくっても小ホールあるいは大ホールというものは前提に、それは一つの空間の中で半分に仕切るか、あるいは既存の今の文化センターの多目的の大きなホールを小ホール用に置きかえるか、かなりのいろんな想定がもうできていたのではないかというふうに私は思っていますから、新たな事情でも何でもないというか、おけている事情には直接理由関係はないのではないかというふうに思っています。やっぱり1,080万円、実損的な形に市民に迷惑かけることについて取り返しようがないというか、実際には。本当に丁寧にプロポーザルやら市民の意見やら町内の懇談会やら取り上げていただいていることについての努力については是として当然認めますけれども、結果的にこのような数字になるということはやはり市民理解が得られていかないのかなと。基本設計ですから、それは基本設計、それから実施設計ということになります。その中の過程の幅は私ども議員、議会もさらにそこを柔軟に物事をとらえながら、単年度の予算の中で確認をしていくということになるのでしょうかけれども、やっぱり2カ月おくれたことによる被害というのは申し開きができないなと。おわびの言葉はありましたけれども、やっぱりきついですけれ

ども、プロの皆さんが事務事業やっているわけで、私どもはそれに基づいて判断もするわけなので、そこについてはちょっとすとんと落ちない。ぜひ改めて実損に対する責任みたいのを明らかにしていただく必要があるのではないかと考えていますので、よろしくお願いします。

○議長(黒井 徹議員) 中尾副市長。

○副市長(中尾裕二君) 私のお答えが多少舌足らずで、議員のほうですとんと落ちないということでありまして、改めてお答えをさせていただきたいと思います。

例えば市民会館のホールをイメージいただきますと、舞台裏があって、そこで演劇あるいはコンサート等をするときには控室的なもので対応するか、あるいは化粧するとかという、そういう舞台上の演劇上の必要なスペースという機能も持っている施設になっております。新たにつくる、仮称であります。市民ホールについても一つのホールで完結型を当初想定をしておりましたけれども、隣接をして、当然つないで一体的に使うという発想を持ちますと、今の文化センターの本館部分につきましては一定の改修をすることでもともと新たなホールに求める機能をかわれると。当初の新館で持とうとしていた機能を今の文化センターの本館に移行することで、本体、新たなホールの部分の節減にも当然つながりますし、既存の建物も有効活用できると。この辺につきましては、当初御指摘がありましたように、そこまで想像できないのかと御指摘いただきますとそのとおりなのですけれども、残念ながらそこまでの思いが至らなかったということでありまして、今回プロポーザル方式という方式をとることでそうしたことも本館の部分に組み込んで連動して整備をしますと。そうしますと、当然にして直さなければならないと考えておりました本館の老朽化の部分も一定の手だてがついて、しかも財源があるということですので、設計そのものの1,000万円程度のマイナス部分については、これは私どもの思いが至らな

かった、スピード感がなかったということであればもうおわびするしかありませんけれども、それに続く今後2億円なり3億円の改修事業についてはしっかりと財源手だてがつくということで、トータルで、結果としてというふうな御指摘があればそのとおりなのかもしれませんけれども、実際に大きく市民の皆さんにマイナス部分を負っていただくということにはならないということでぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 久保副市長。

○副市長(久保和幸君) 企業立地促進条例の交付に関しての疑義があるということで御指摘がございました。先ほど条文の解釈も含めていろいろと御指摘もありましたので、ここに当たりましては条例を十分に精査した上で対応させていただきたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 熊谷議員。

○13番(熊谷吉正議員) 3回目ですが、市民ホールについても今の企業立地促進条例の適用の不適正なあり方の問題について含んだ補正予算なので、解明されないと、はい、賛成という、素直にはいかないのかなと思いますので、賛成できるとすれば今久保副市長が言った、矛盾はありますけれども、議会後に本当に条例に触れていないのかどうかという精査をした結果をしっかりと明らかにしていただく。それから、市民ホールの問題についても現場レベルも大変な思いして、恐らく忙しいのでしょう。あれもこれもやらなければならぬという、駅前のこともありましたし、教育委員会の関係になりますけれども、それはまた建設水道部にもかかわることでしょうし、横の連携のあり方だとか現場レベルの稼働について私もちょっと危惧するのですけれども、集中しているというか。その結果がそういう2カ月おくれみたいな形になって、実損を与えるというところあたりの。責任は、やっぱり後に明らかにしていただけるというお答えをいただければ、なかなかはい、

わかりましたという状況にはならないと思うので、それは内部議論をしっかりとやった上で、午前中の議論でわずかと言ったらおかしいですけども、1号議案で120万円、それから2号議案で200万円あるいは180万円という金を生み出す結果に結論を出したわけで、片方ではいわゆるお仕事のやり方で一千何ぼの迷惑かけたとなると、特に市民懇談会でも出たと思いますけれども、私は20年来の課題だと思っていますから、ぜひナンバーワンのは要らぬけれども、いわゆるこの管内ではオンリーワンの施設を、そしてあとソフト事業や受け皿を含めて同時並行にして作業していただかなければならぬというふうに思っているのですが、一定の時間もたったり、財政が厳しい、厳しいと皆さんおっしゃるから、それならば市立病院が先だろうとか駅前が先だろうという話になっていく議論が出て当たり前なわけで、やっぱりそこに答える責任は今回の事象、問題で執行側として少し責任を明確にしてもらわなければ賛成しにくいなという感じがしますので、ぜひその辺については最後の答弁をいただきたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 中尾副市長。

○副市長(中尾裕二君) 今回の(仮称)市民ホールの建設につきましては、幾つかの部にまたがるプロジェクトということで、当然それをまとめていく立場の責任者ということで私に責任があるというふうに痛感をしております。この種大型のプロジェクトにつきましては、やはりしっかりとした連携をとって、なおかつ情報をしっかりと公開をして、市民の皆さんにも議会にもきちんと議論をいただく中で詰めていくという作業であろうと思っております。今後こうしたケースが、またプロジェクトが出てくるとは思いますけれども、重ねて御指摘をいただくことのないように、しっかりと作業を進めてまいりたいと思いますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) 久保副市長。

○副市長(久保和幸君) 条例上の精査について、

議会のほうに報告するようということでありますので、私どものほうで速やかにさせていただきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長(黒井 徹議員) 暫時休憩します。

休憩 午後 4時02分

再開 午後 4時39分

○議長(黒井 徹議員) 再開いたします。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 先ほど来熊谷議員からの質問に2点ございましたけれども、それぞれ私のほうから改めてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、企業立地の条例にかかわる雇用の助成金の関係でありますけれども、2人分のうちの後から入られた部分の方の助成金が該当するのかわしいのか、この条例を照らし合わせるとどちらともとれる内容になっているという、御指摘のとおりだというふうに思いますので、ぜひこれは条例をしっかりと精査をし、見直していくということで御理解をいただきたいというふうに思います。

また、先ほど来市民ホールの設計にかかわりまして1,080万円の補助金等についての返還についてどう責任をとるのだというお話がございました。先ほどからお話をさせていただいているとおり、それぞれ事情、経過ございましてのここに至ったわけでありましてけれども、結果としてこうした結果になったという結果責任については重々承知をしているところでございます。改めてこのことに関してはおわびを申し上げたいというふうに思います。これについては、責任の所在をしっかりと明らかにして、しかるべき対応をお示しをさせていただき、再発防止にしっかりと努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長(黒井 徹議員) ほかに質疑はございま

せんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第19号は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第12 議案第20号 平成23年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第20号 平成23年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、直診勘定におきまして歳入歳出それぞれ328万1,000円を追加をし、予算総額を1億8,688万6,000円にしようとするものであります。

補正の内容について歳出から申し上げます。1款総務費では、その他報酬等で104万9,000円を減額をし、2款医業費では外来患者の増により医療用衛生材料費で433万円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款診療収入では672万2,000円、5款諸収入では43万4,000円をそれぞれ追加をし、4款繰入金では調整のため一般会計繰入金で387万5,000

円を減額しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第20号は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第13 議案第21号 平成23年度名寄市介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第21号 平成23年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ6,493万6,000円を追加をし、予算総額を20億1,207万5,000円、サービス事業勘定・風連におきまして歳入歳出それぞれ911万6,000円を追加をし、予算総額を9,979万7,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを保険事業勘定の歳出から申し上げます。2款保険給付費では、本年10月、市内でグループホームとケアハウスが開設をし、また11月には士別市に老人保健施設が開設された

ことに伴う給付費の増額で、居宅介護サービス給付費2,106万2,000円、地域密着型介護サービス給付費2,040万3,000円、施設介護サービス給付費1,716万円、特定入所者介護サービス等費385万2,000円をそれぞれ追加をしようとするものであります。

次に、保険事業勘定の歳入について申し上げます。4款国庫支出金、5款支払基金交付金、6款道支出金、8款繰入金におきまして歳出の保険給付費の増額に伴い、それぞれの負担割合に応じて追加をしようとするものであります。

次に、サービス事業勘定・風連につきましては、人事異動に伴う人件費を増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第21号は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第14 議案第22号 平成23年度名寄市下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第22号 平成23

年度名寄市下水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為の追加を行おうとするものでありまして、平成23年度における風連浄水管理センター等維持運転管理業務委託料の限度額を1,545万円にしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第22号は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) ここであらかじめ会議時間を延長いたします。

○議長(黒井 徹議員) 日程第15 議案第23号 平成23年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第23号 平成23年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ42万5,000

0円を追加をし、予算総額を2億9,872万7,000円にしようとするものであります。

補正の内容につきまして歳出から申し上げます。1款総務費では、委託料で健康診査業務委託料35万5,000円、3款諸支出金では保険料還付金7万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。4款諸収入では、受託事業収入として35万5,000円、保険料還付金として7万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第23号は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第23号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第16 議案第24号 平成23年度名寄市病院事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第24号 平成23年度名寄市病院事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、主に周産期医療体制整備事業及び看護師等修学資金貸付事業について補正しようとするもので、資本金収入に1,560万4,000円、資本金支出に2,010万円を追加しようとするものであります。

補正の内容について資本金収入から申し上げます。3款資本金収入では、北海道の新たな地域医療再生計画に基づく加算額の内示がありましたので、道補助金を1,560万4,000円追加をし、総額を6億6,575万8,000円にしようとするものであります。

次に、4款資本金支出では、精神科病棟改築に係る地質調査費に270万円、新生児特定集中治療室、いわゆるNICU等の工事に870万円、看護師等修学資金貸し付けに870万円をそれぞれ追加をし、総額を8億9,518万1,000円にしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第24号は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第24号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第17 議案第25号 平成23年度名寄市水道事業会計補正予算

(第3号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第25号 平成23年度名寄市水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、収益的収支の原水及び浄水費の修繕費等、資本的収支の老朽管更新工事における事業費の変更等について補正しようとするものであります。

補正の主なものを収益的収入から申し上げます。1款水道事業収益では、材料売却収益等で478万9,000円追加をし、総額を6億1,649万5,000円にしようとするものであります。

次に、収益的支出について申し上げます。2款水道事業費用では、原水及び浄水費で緑丘浄水場の施設、機器の修繕費の追加等により費用全体で712万4,000円を追加をし、総額を6億1,082万8,000円にしようとするものであります。

次に、資本的収支について申し上げます。3款資本的収入では、徳田橋かけかえによる老朽管更新工事に伴う補償費について、科目の振りかえと工事負担金69万4,000円の追加を行い、総額を2億9,179万9,000円に、また4款資本的支出では国道40号老朽管更新工事の設計変更等により308万8,000円を増額し、総額を5億7,131万2,000円にしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第25号は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第25号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第18 報告第1号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 報告第1号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

本件は、名寄市営住宅、東光団地に入居している借家人が家賃を平成18年6月分から平成23年9月分までのうち43カ月分を滞納しており、本人及び連帯保証人に対して再三にわたり納付催告、面談を行ってまいりましたが、納入の意思を確認できないため、本人及び連帯保証人に対し住宅の明け渡しと滞納家賃の支払いを求める訴訟を提起したものであります。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、報告第1号について質疑に入ります。御発言ございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。報告第1号を終結いたします。

○議長(黒井 徹議員) 日程第19 報告第2号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 報告第2号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

租税特別措置法の規定では、農業委員会における農地のあっせんにより農業開発公社に農地を売買した場合、同公社と農業委員会で買い入れ協議を行うことにより、同公社から当該協議に基づき買い入れた旨の証明書が発行され、当該証明書を所得税申告書に添付することで、売り主は農地売買により取得した譲渡所得について1,500万円の特別控除の適用を受けることができますが、本件は農業委員会で当該行為における2件の事務手続を行った際、過って買い入れ協議を行わなかったため、売り主は当該証明書を申告書に添付できず、税務署の指摘により修正申告を行った結果、所得税等で2件、合わせて52万8,000円の増額となったものであります。本件におきまして売り主に落ち度はなく、過失割合は本市が100%であり、修正申告により増額変更になった所得税等の額と同額の52万8,000円を本市が負担することで示談が成立し、和解したところであります。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、報告第2号について質疑に入ります。御発言ございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。報告第2号を終結いたします。

○議長(黒井 徹議員) お諮りいたします。

議事の都合により、明日12月1日から12月12日までの12日間を休会としたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、明日12月1日から12月12日までの12日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長(黒井 徹議員) 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時59分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 竹 中 憲 之

署名議員 佐々木 寿